

平成30年第4回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 会 平成30年12月 6日 午前10:00

○散 会 午後 4:06

○出席議員（17名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理 恵 子
4番 瓜 生 望	5番 鈴 木 斌 次 郎	6番 佐 藤 敏 雄
7番 鑑 仁 志	8番 中 川 光 博	9番 澤 井 昭 二 郎
10番 佐 藤 義 久	11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男
13番 堀 井 克 見	14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟
16番 大 谷 貞 廣	17番 児 玉 春 雄	18番 西 村 武

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	副 市 長 栗 山 隆 昌
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 靖 仁
市民福祉部長 伊 藤 巧	福祉事務所長 鑑 孝 子
産業建設部長 児 玉 正 生	水道局長 藤 原 久 基
教 育 部 長 菅 原 剛	総 務 課 長 米 谷 裕 二
企画政策課長 千 葉 秀 樹	財 政 課 長 伊 藤 貢
長寿社会課長 鈴 木 学	社会福祉課長 筒 井 弥 生
健康推進課長 仲 山 和 法	産 業 課 長 櫻 庭 春 樹
都市建設課長 渋谷 一 春	上下水道課長 畠 山 修
学校教育課長 山 田 敬 輔	文化スポーツ課長 鈴 木 健 二

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門 間 正 博	議会事務局次長 伊 藤 国 栄
----------------	-----------------

平成30年第4回潟上市議会定例会日程表（第2号）

平成30年12月 6日（2日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。傍聴者の皆様、本日は早朝より大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（西村 武） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、1回目の質問は一括質問、一括答弁方式として行いますが、再質問からは項目ごとに一問一答方式により行います。

なお、時間は答弁を含めまして60分です。質問の最初は質問席において行いますが、再質問からは自席で行います。

本日の発言の順序は、10番佐藤義久議員、1番鈴木壮二議員、7番鑑 仁志議員、16番大谷貞廣議員、14番菅原秀雄議員、3番菅原理恵子議員の順序に行います。

それでは、10番佐藤義久議員の発言を許します。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 改めましておはようございます。10番の佐藤義久です。傍聴の皆様には早朝よりご苦勞様でございます。議会の皆様に対しては、一般質問の機会をいただきましたことに感謝と御礼を申し上げます。当局におきましては明確なるご答弁をお願いし、通告順に従い質問させていただきます。

第1点目、総合計画の見直しについて。

28年3月に見直し、37年まで10年間を計画されています。しかし、市長が就任されてから2回目の予算要求が編成され、間もなく次年度予算の時期と考えます。

はじめに、アラビア数字のIの①藤原市長の描く潟上のグランド・デザインについてであります。

市長の将来構想と具体的なまちづくりビジョンをお示し願いたいのであります。合併以来、以前の旧3町の計画を継承したもので、「潟上市」としてのビジョンとは思えないものだったと言っても過言でないと思っています。重ねて申し上げますが、藤原市長はグランド・デザインをどのように描き、計画を立てているかお伺い致すものであります。

これまでの計画は、5年実施、1年ごとのローリングで行っていることですから、継

承しつつも、当然取捨選択があってもよいと考えるところであります。全員協議会で説明がありました天王こども園、天王公民館については、建設自体反対するものではありませんが、まちづくりに欠かせないのが街路計画であると信じています。果たして、当局の計画する位置はよいとしても、周辺街路がネックであります。市内全域に当てはまることではありますが、狭隘、行き止まりの道路が多く、旧3町の連結・連絡も遅々として進まず、旧態依然のままです。大胆な幹線ラインを引き、計画決定が重要であります。

私は合併以来、市の発展を論じ、市民の要望を受け、幾度か質問に立っています。この6月の一般質問でしたが、②の大久保駅西乗降口・二田駅西乗降口についてのご答弁で、副市長が再質問に対し、総合計画にもありませんとのことでした。総合計画には駅の施設整備と周辺の整備を検討すると記されておりますが、どう読み解き、どのようなお考えかをお聞かせ願いたい。市民は、駅西口は待望しているところであります。これをローリングで計画に載せてはいかがでしょうか。

さらに、6月議会では4億円とか6億円とか申ししていたと思いますが、昭和62年に八郎潟町の「ふれあいロード」が8,900万円、延長47メートル、幅3メートルでできています。設計事務所の友人・ゼネコンの友人は、今の工事費に置き換えると1億7,000万円と試算します。すぐには資材不足でオリンピック終了までは工事作業ができないと言いますから、終わってからの計画を提案します。いかがですか。

次に、③大久保駅公園はバスケットを楽しめる場もあります。ステージはいまだ黄色のテープが張られたままです。噴水の角も、通勤客にも自転車走行も危険と感じる方も少なくないと聞きます。この点についての対策計画をお伺い致します。

また、ささいなことですが、駅舎のトイレは便器がシャワートイレではないと伺い、検証確認しましたが、そのとおりです。シャワーのついたものは、以前から外国人の観光客も購入する好評なものです。現場は最近建築したものであり、不評であります。いかがかと思えます。工事単価は安くはありませんでした。2点についてお考えをお聞かせください。

次に、④「足洗の井戸を潟上市の観光のスポットに」についてであります。

ご報告を受けておられると思いますが、塩口町内の古い井戸の看板表記を、天王町文化財指定となっていたものが、ようやく潟上市文化財指定とシールで明示されました。この足洗の井戸と三湖伝説から秋田県の三湖伝説観光マップに記されているにもかかわ

らず、道案内も井戸にも「足洗の井戸」は触れておりません。看板を設置してはと考えますが、いかがでしょうか。

さらには、八郎まつりの出発点にもできるところと考えるところでありますし、地元塩口町内会の旗の図案が物語っていると感じているところでもあります。観光スポットにも活用できると思うのでありますが、観光資源としての位置づけについてもお伺いしたいものであります。

次に、⑤農業振興と後継者育成と販路拡大について。

この夏、甲子園を沸かせた、今もなお金足農の経済効果は大変大きなものと聞きます。私ごと、孫にも「大崎の梨」を送りました。お礼の電話があり、中学1年生の孫は野球部に入っていることもあってか、輝星投手のところの梨かと問われました。輝星投手にあやかり、大崎地区を中心に、特産の梨などに名前をもじりのぼり旗など立て、売りにしてはいかがと考えました。道の駅でも話題になろうと思います。お考えをお聞かせください。

さらに、市当局は農家の実情はよく把握されておられると思いますが、後継者育成も必要と考えます。後継者育成についてはいかがなものでしょうか。

また、1位指名のプロ選手の誕生です。地元の期待も力に変えて活躍してほしいものであり、応援してやりたいと考えてのことでもあります。地元の熱い思いは、本人のみならず青少年の励みにもなると思うのであります。ちなみに、私の体験から、関西では観光バス案内に活躍されている選手などPR、地域や「あの家です」と言われます。家はよくわかりませんでした。地域やスポット紹介された記憶は鮮明に残っています。

次に、第2点目、危機管理体制について。

アラビア数字のⅡの①防災に対する取り組みについてであります。

潟上市地域防災会議を聞き、210ページにわたる計画を立てています。これらの活用、取り組み、対応策をお聞かせいただきます。

また、本市ではこれとて大きな災害はないのですが、津波対策、災害時の避難場所、防災避難道路、十分な対策はとられているとは思えません。この点についてもお伺いするものです。

②災害時の取り組みと対応策について。

5月18日の大雨被害は、主に馬踏川、豊川、妹川の3河川と追分西高付近が主なところでした。私は雨の都度、現地踏査して水系も見ました。また、川に流れがあると防潮

水門の閉門を確認にも行きました。さらに、議員仲間で一つの町内会と、現地で住民の方々のご案内をいただきまして視察と懇談会を開き、直ちに当局に要望をお伝えしたところであり、ご案内のとおりであります。これには迅速に対応していただき、調査費・修繕費を予算化されたこと、また、追分方面の市道からの宅地流入する局所にも浸透柵を設置するなど、さらには「土のうステーション」の設置は評価致します。終局、残存湖の水位が高すぎと考えておりまして、申し入れさせていただきました。このことにつきましても、市は県地域振興局との協議申し入れされたと伺いました。その後の水位は低く抑えられています。NHKテレビの各河川の水位を見てみますと、五城目馬場目川の久保の水位が、11月10日に朝の時点で92センチと、夜は85センチ、この表示については、基準点はわかりませんが、私は馬踏川の船着き場からその下端が干拓直後の水位と推測して、これを維持されれば、側溝の河川流入口が船着き場よりも約40センチぐらい上にありますのですから、下場が常水面だと当たり前のことですが宅地浸水は防げると確信したとこであります。県振興局との協議後の水位は、雨の量は少ないものの、推測ですが24時間降水量150ミリほどの雨でも、素人判断ですが水害は起きないと信じています。しかし、船の往来のためにも「豊川大橋」、「馬踏大橋・オレンジ色」橋付近は浚渫が必要であります。さらに、止水板など設備の操作にも配慮が求められます。水害地の河川流入までの水系調査については、調査費が補正予算化されましたので調査を引き続き推進していただき、結論・結果を出していただきたいと存じます。

次に、③大雨被害対策経過と今後の対策についてであります。

今日までの経過と今後の対策をお伺いするものであります。

以上が壇上からの質問ですが、明確なるご答弁を期待して終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。藤原市長。

○市長（藤原一成） おはようございます。

それでは、ただいまの佐藤義久議員のご質問にお答え致しますが、多岐にわたっております。冒頭、私の描くランド・デザインというご質問がございましたので、まずこの件につきましてご答弁申し上げます。

ランド・デザインとは何かというご説明がなかったようでございますが、お互いにその言葉の持つ意味を共有していかないと議論がかみ合いませんので、私なりにランド・デザインという意味をこの場で定義させていただきます。

ランド・デザインというのは、大規模な事業、これはまちづくりというのは非常に大規模な事業です。これの全体にわたる壮大な計画・構想のことをランド・デザインというふうに私は承知しております。とすれば、平成28年3月、第2次潟上市総合計画、これこそが我が市の今後10年間のランド・デザインであると考えております。

ご案内のとおり、最終的には議会の皆様にご承認いただき、それ以前には長い期間をかけて市民の代表の方々や市民の方からのヒアリングあるいはアンケート調査、こういったものに時間をかけて様々な角度で議論いただきながら、この総合計画は第2次の分として完成されております。これはただの見直しではなくて、今後10年間、これまでの合併からのものを踏まえた上で、これからの10年、こういった考え方で、こういったランド・デザインで潟上市を運営していきましょうということが、私が市長に就任する直前にできたということを知っておりますし、私自身、市長になってからもう一度その件についてきちんと勉強させていただいて、なるほどというふうに思いました。ですから私のランド・デザインは、今その総合計画こそがランド・デザインであり、そしてもう一つのお言葉が出てまいりました。ビジョンという言葉が出てまいりました。ビジョンというのは、先を見通して潟上市という、潟上市のまちづくりであれば、それが今後10年、20年先にどういう姿でいたいかというのがビジョンだと私は理解しております。とするならば、その潟上市、第2次潟上市総合計画に掲げる市のビジョン・将来像は、「みんなで創る しあわせ実感都市 潟上～文化の風薫る 笑顔あふれるまち～」というビジョンが、私は皆様方のお話し合いのもとで定まっていたと、あるいはいけると、そしてそこを目指すべきであるということであろうと思います。そして、これはもう言うまでもなく、この市の将来像・ビジョンが出てきたのは、まちづくりの基本理念としてもう詳細に申し上げませんが、市民と行政がともに築くまち、豊かな自然と調和した住みよいまち、市民が幸せを実感できるまちというものを基本理念に据えて、この3つから出てきたのがこの市のビジョンである将来像「みんなで創る しあわせ実感都市 潟上～文化の風薫る 笑顔あふれるまち～」と。そしてこれを実現するために基本的な目標として7つ定め、それをさらにその目標を具現化するために29の政策、大きな政策を掲げてあるのが、これが第2次潟上市総合計画であると私自身は理解しております。この壮大な構想こそが、私どものこれから10年のランド・デザインであり、これに従って私は市政を進めていく覚悟であります。

で、佐藤義久議員からのご指摘でなるほどと私自身ご指導いただいたのは、市長あな

たなりに取捨選択して、これからまちづくりに進んでいきなさいというふうなご助言であったと承知しております。おっしゃるとおり、この総合計画、ある意味からすると網羅的に書かれています。全体構想ですからそれは、これは総合計画としては当然であります。その中で、この総合計画の大きな部分に触れての変更であるならば、当然様々な方との話し合いのもと、最終的にはこの議会の皆様方とお話しした上で大きな変更をしていいのかどうかという確認をとってまいります。しかし、そうではなくて、このグランド・デザイン、総合計画に則った政策判断であるのであれば、例えば先ほど、ご賛同いただいていると思いますが、今後、天王こども園、仮称ではございますけどもこれを進めてまいります。あるいは天王公民館を改築してまいりますというお話をさせていただいてますが、こういったものこそが、まさに重要性と緊急性というその2つを軸にして、私自身、市のスタッフとともに考え、それを議会の皆様に提案して取捨選択してご提案しているところであります。ですので、私のグランド・デザインを示せといえ、それはまさに総合計画であるし、これこそが行政の継続性と安定性につながっていくのであるというふうに私は確信しております。

この後の多岐にわたるご質問を頂戴しておりますが、これについては担当部長から答弁させますが、一言だけ危機管理等、これこそが先ほど私が申し上げた緊急性と重要性のある事柄であろうと思います。その部分、市が、細かい点ではありましたが佐藤義久議員の会派からのご助言もあって、それを瞬時に政策に実現していったということをご評価いただいているのは大変ありがたいことだと私は考えております。すぐにできること、すぐにできないこと、それはいろいろあると思います。ただ我々は、重要性と緊急性という2つの軸と、公平で、そして正しく行くと、行政手続が正しく行くとということ、この行政を預かる者としてその信念は曲げずに今後も行政運営にあたってまいりたいと思っております。

様々な面においてご質問頂戴し、ありがとうございます。各項目については担当部長より答弁申し上げます。

○議長（西村 武） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉正生） 佐藤義久議員のご質問の1つ目のうち、街路計画についてお答え致します。

街路整備計画につきましては、潟上市総合発展計画後期計画の中で、「道路ネットワークの確立」、「幹線道路・生活道路の整備」に基づき、新規3路線・拡幅10路線の

合わせて13路線からなる「潟上市幹線道路網整備計画」を策定し、議会議員の皆様へ平成25年6月の定例会で図面を示し、同年7月25日の全員協議会で内容を説明しております。その後、平成26年4月に一部改訂をしております。

内容としましては、旧町間の連絡機能を充実させ、均衡ある発展を目指すための道路整備の基本的な方向性を定めたもので、本市の抱える道路網の問題や課題、将来の交通需要に対応した幹線道路網計画を示したものです。なお、道路整備については、現在、社会資本整備総合交付金を活用して実施しております。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 次に、ご質問の2点目「大久保駅西乗降口・二田駅西乗降口について」お答え致します。

第2次潟上市総合計画では、鉄道の利便性向上の施策の主要な取り組みとして「JRと連携した施設整備と周辺の整備の検討」を掲げております。この施策に基づき、これまで、大久保駅と羽後飯塚駅舎の改築と駐車場の舗装整備、天王駅・上二田駅公衆トイレの新築等、駅周辺整備を実施しております。

佐藤議員のご提案は、昭和62年に8,900万円で整備した八郎潟駅の「ふれあいロード」のようなものを整備できないかということですが、昭和62年当時と大きく違うことは、平成18年に新バリアフリー法が施行され、このような施設にはエレベーターを設置する必要があるということにあります。エレベーターが設置されている事例として、平成8年度に整備された追分駅のもので約4億円と伺っております。仮に追分駅と同等なものを整備したとして、約20年経過しておりますので工事単価等の上昇により相当な事業費になると思われま。

佐藤議員は、市民の要望として大久保駅・二田駅の西乗降口について何度も取り上げられております。鉄道を利用する方は、大久保駅は下り、二田駅は上下ともに駅構内の跨線橋を渡る必要があり、利用される高齢者にとって不便な思いをされていることは十分に理解しております。しかし、これまでもお答えしているとおり、駅利用者が減少していること、今後の人口予測や利用見込みによる費用対効果など事業実施には多くの課題があることから、厳しい状況にあることをご理解くださるようお願い致します。

○議長（西村 武） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉正生） 次に、ご質問の3点目「大久保駅公園について」お答え致します。

議員ご指摘のとおり、ステージについては使用不能であり、コンクリート基礎に板材貼りつけた部分は劣化により剥離等を繰り返しており、定期的に現場を確認しながら安全確認を実施しております。今後については、ステージ・噴水とも解体して更地にしたと考えておりますので、ご理解をお願い致します。

次に、「駅舎トイレの便器をシャワートイレについて」お答え致します。

シャワートイレの設置状況は、大久保駅・羽後飯塚駅ともに多目的トイレには設置されておりますが、男女のトイレには設置されておられません。その理由として、不特定多数の方が利用するため、清潔度に不安を感じる方もいることなどが挙げられます。また、駅トイレでは、過去にいたずら等により便器や手洗い場などが壊されたこともありました。このような状況であることから、ほとんどの駅トイレで設置されておませんが、大久保駅・羽後飯塚駅ともに多目的トイレにはシャワートイレが設置されておりますので、利用されたい方は多目的トイレを利用していただくよう周知に努めていきたいと考えております。

次に、ご質問の4点目「足洗の井戸を潟上市の観光のスポットに」についてお答え致します。

足洗の井戸は、「塩口『古井戸跡』」として、本市においては指定史跡として位置づけられております。潟上市には現在、国指定文化財が4件、県指定文化財が2件、そして市指定文化財が有形・無形合わせて56件ありますが、基本的には文化財と観光施設とは別物と考えております。

観光施設・観光スポットと位置づけるにあたっては、観光需要の有無や各種案内板の設置、交通アクセス道の整備、駐車場の有無、周辺環境への影響等を勘案した上で、場合によっては相応の財政負担も伴うことも想定されます。これらの状況を総合的に勘案することになりますが、現時点では観光スポットとして整備する計画はございませんので、ご理解願いたいと思います。今後については、動向を見ながら必要に応じて検討したいと考えております。

また、八郎まつりの出発点に関してのご提案につきましては、八郎まつり実行委員会で検討し、決定すべきものと捉えております。

次に、ご質問の5点目「農業振興と後継者育成と販路拡大について」お答えします。

まずは、今夏の金足農業高校野球部の大活躍につきましては、非常に喜ばしいことであり、潟上市においても勇気と感動をいただいたことに対しまして深く感謝申し上げる

次第でございます。また、この金農効果の追い風に乗って、実りある秋に収穫された本市の特産品である和梨を筆頭に産地農作物の売れ行きが好調であったと伺っており、これは非常に喜ばしいこととあります。

それでは、ご質問にお答え致します。

近年、農業を取り巻く環境は目まぐるしく変化してきていることから、今後も市内で生産される農作物全体について、農業者の経営力向上や再生産意欲の向上につながるような支援を行い、農業の振興を図っていきたいと考えております。

後継者育成については、全国、他県同様、本市の地域農業もまた、農業者の高齢化、後継者・担い手不足による新規就農者の確保・育成対策を大きな課題として捉えております。現在、本市の新規就農者の確保・育成などの支援策として、14名の方が各支援事業を活用し、日々の研修、営農に頑張っております。今後も新規就農者へのサポートはもちろんです。人・農地プランをもとに、地域の農業者と情報共有等連携を密にしながら、新規就農者の掘り起こしや担い手の確保・育成を推進してまいります。

販路拡大については、農産物を生産する上で今求められているのは、実需者のニーズを重視するなど、相手側の気持ちを考えながら思いを込め作るからこそ、安全で良質な農産物の生産につながっていくものと信じております。これが6次産業化やブランド化の発展にシフトしていき、販路の拡大が図られ、農業者、関連団体、行政が連携することにより目標に到達できるものと考えております。これまでも6次産業化、製品のブランド化等の取り組みを推奨しておりますが、今後もこれら取り組みを推奨し、販路拡大を図ってまいります。

最後に、のぼり旗を立てての販売等については、あくまでも販売する事業者等が行うものと捉えており、市としては特段考えておりません。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 10番佐藤義久議員の一般質問の2つ目「危機管理体制について」お答え致します。

はじめに、議員ご承知のとおり、防災対策の基本計画となる地域防災計画は、災害等に関し予防・応急及び復旧・復興等の対策を実施するために、防災関係機関が行うべき事務または業務の大綱を定めております。本計画の位置づけとして、本市の災害対策に関する基本的な方針を示すものであり、実施する細目は、市をはじめとする防災関係機関が別途、個別計画等により定めているところであります。しかしながら、災害を完全

に防止することは不可能なため、被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念としており、平成23年3月に発生した東日本大震災を教訓とした「災害対策基本法」等の防災関係法令の改正を受けての本計画の修正を行っております。

ご質問の1点目「計画の活用、取り組み、対応策について」お答え致します。

第2次総合計画に定めている基本目標、政策の中で、今後取り組む各種施策に対し、地域防災計画中の一般災害対策、地震災害対策、津波災害対策、災害復旧計画に沿って消防・防災対策の充実を図るため、ハード・ソフト両事業において活用、参考とするなど取り組みを進めているところであります。

また、災害時の対応として職員初動活動マニュアルを定めております。本マニュアルは、地震・津波の発生、大雨・洪水等の気象警報の発表または大雨・洪水による災害が発生した場合、職員の初動体制の確立と災害に対処するため初動期になすべき事項を定めております。例えば地震が発生した場合、震度3以上を観測した場合は準備体制として警戒室の設置、震度4以上は警戒準備体制として警戒部の設置、震度5弱は警戒体制として警戒本部の設置、震度6弱以上または津波警報発令時は災害体制として災害対策本部を設置することにしております。風水害による災害発生がある場合は、気象情報が発表時は準備体制として警戒室の設置、大雨・洪水警報が発表時または台風による被害が予想される場合は警戒準備体制として警戒部の設置、風水害による被害が広範囲で確認された場合は警戒体制として警戒本部の設置、広域的被害が発生した場合は災害体制として災害対策本部を設置するよう、災害の現象によって体制・任務を明記しております。

本マニュアルにつきましては、職員が速やかに初動体制の確立と災害に対処するため、全庁で各自の役割について十分認識するとともに、迅速に対応できるよう適時改正しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、「津波対策、災害時の避難場所、防災避難道路に十分な対応策をとられているとは思えませんについて」お答え致します。

津波対策、災害時の避難場所については、これまで新たな秋田県津波浸水想定に基づき、津波ハザードマップを作成し全戸配布したほか、津波避難計画を策定致しました。また、土砂災害ハザードマップを作成し、県と合同により地区説明会や市民防災研修会、防災講話の開催により防災・減災対策にかかわる啓蒙活動を実施しております。まずは

自らが住まいの地域に起こり得る災害を知り、地域の災害特性、災害発生時の状況をイメージし、どこに避難するのか最寄りの避難場所の把握、安全に避難できる経路を確認するなど、地域における防災訓練実施による取り組みが大切と感じております。なお、避難場所についても、災害種別により多くの公共施設等の指定を行うなど、避難場所の確保に努めております。

防災避難道路については、緊急輸送道路のことだと思われれます。緊急輸送道路の目的は、「緊急輸送を確保するため必要な道路」で、災害直後から、避難・救助をはじめ物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保する重要な路線となっております。

平成8年に、法規制により緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、合併後引き継がれ現在に至ります。この計画では、利用性により第1次、第2次、第3次に区分されておりますが、高速道、国道7号、国道101号、主要地方道秋田天王線については第1次緊急輸送道路に指定されております。市役所及び市主要施設につながる市道については、第3次緊急輸送道路に指定されているため、現状では防災道路を目的として新規の指定、道路整備は必要ないと考えております。しかしながら、緊急輸送道路に指定している主要市道においては、道路の補修等に優先的に進めていかなければならないと考えております。また、防災ソフト面から、県と共同でネットワーク計画の見直し作業の取り組みも進めているところであります。

防災・減災のハード対策も計画的に進めてまいりますが、現実的にはコストと時間を要することから、まずはソフト対策により自助・共助及び公助のバランスのとれた防災体制を確立することにより、市民が自ら災害や防災への関心を高め、「自分の命は自分で守る」という主体的な姿勢を育むことが肝要と考えております。

自主防災組織の未設置地区については、自主防災組織の必要性を説明し、組織化に向け働きかけを行いながら、防災活動が迅速かつ的確に実施できるよう、警察、消防本部、関係機関等の連携強化に努めてまいります。

○議長（西村 武） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉正生） 次に、ご質問の2点目「災害時の取り組みと対応策について」お答え致します。

水害地の河川流入までの水系調査の進捗状況であります。現在、排水流域の現地調査を終え、排水量の検討を行っており、今後、整備計画を検討してまいります。

次に、ご質問の3点目「大雨被害対策経過と今後の対策について」お答え致します。

平成30年5月18日の大雨を踏まえた潟上市の対応と致しましては、被害の軽減を図るため、秋田県の所管であります2級河川豊川及び2級河川馬踏川に設置されている排水するゲート等について、各土地改良区と協議を行い、今まで以上に連絡を取り合いながら、所管するゲート等を適切に管理することを確認致しました。また、緊急的に修繕が必要な箇所におきましては、現場を確認し修繕を致しております。さらに、前段でも述べたとおり、ハザードマップの作成等、ソフト事業も併せて減災に取り組んでいるところであります。さらに、潟上市の所管であります準用河川妹川につきましては、現地確認を行い、排水口にかかわる部分については各関係機関と協議を行っております。また、各種ため池にかかわる部分についても、適切な管理を行えるように調整を図りました。

市民の命と貴重な財産を守ることは、市の最も大切な役目であります。早急な対策が必要であることも認識しており、可能な限り対策を講ずるよう努めてまいります。

浸水対策については、検証と調査が必要でありますので、期間を要することをご理解願います。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員、再質問ありますか。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） ただいまご答弁を頂戴しましたけれども、第1点目のグランド・デザインについてであります。街路決定が重要だと考えております。追分から101号までの間の道路も計画決定されて測量はされましたけど、いまだ工事、拡幅工事はされておられません。そういうことでもありますので今回の質問に至ったわけで、地図上にその街路全体を表して計画決定すべきでないかということで再質問させていただきます。まずその点について。

○議長（西村 武） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉正生） 佐藤義久議員の再質問にお答えします。

街路決定についてご質問がありましたけれども、街路につきましては、計画決定はされております。しかしながら、まだ事業認可がされておられませんので、そのことをご理解していただきたいと思っております。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 計画決定がされておりますということですが、議会には図面は配付されただけでありまして、私の勘違いかわかりませんが、その辺、議会で計画決定して進んでいけばいいのではないかとということで再質問でしたので、宜しく申し上げます。

○議長（西村 武） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉正生） ご質問にお答え致します。

街路計画につきましては、旧町時代から既に計画がありました。それで、合併して以降改めてご説明するという機会がなかったかと思いますが、その決定の段階でそういった、町の時代ですけれども、そういった審議はなされていると思っております。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） お答えは頂戴しましたけれども、具体的に申し上げますと、昭和の昭寿苑から出戸の交差点までも色塗りで議会には配付されておりますが、旧町のつなぎ目の大事なところでもありますし、あれば便利な道でもあります。一向に工事も用地買収も進んでおらないところにあると思っておりますので、今後推進していただければありがたいなど。計画どおりに早期に進めていただきたいと思います。

○議長（西村 武） 答弁は求めないですか。

○10番（佐藤義久） はい。

○議長（西村 武） はい、よろしいですので。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 大久保駅・二田駅の西乗降口、再三にわたって質問していますし、されているというお話でしたけれども、市の発展やら、まちづくりの観点からでありまして、市民の安全・安心に加えて利便性、これはアクションを起こすことも大切かなと思いますし、大久保駅の場合は西側に宅地拡大が見込まれるところでもあります。二田駅も井川方面からの便利さを話している方もおります。現状維持は停滞で後退であります。市には是非とも周辺状況を精査して再考を促したいと思っております。お考えがありましたら、市長ご答弁。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまの佐藤議員の再質問にお答え致します。

先ほど総務部長からも説明ございましたが、この総合計画に書かれております「JRと連携した施設整備と周辺の整備と検討」という部分が作成されておまして、それに沿いまして、前々からですが、平成27年には大久保駅舎を改築してございます。そしてその際には、今佐藤議員がおっしゃったようなことも縷々こう皆さんと議論いただきながら、そして東西自由通路につきましてもいろいろご意見をいただいたところでございますが、そういうこともいろいろ議論いただいた結果として、現在、駅舎を改築し、平成27年、駅舎を改築し、そして駐車場を整備したところでございます。そして、その後におかれましても、種々この西口の件に関して、西側の入り口ですか、そのことにつ

いてご質問があるわけでございますが、それに関しては、先ほど総務部長が話しましたとおり、かなり難しいというところをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） しつこくて申しわけございませんが、大久保駅の場合は、旧昭和時代に西側に20メートルの幅員の道路をつくっておきまして、これは開発業者の協力もありました。ただ、町として下水道本管、水道本管を埋設する約束をして拡幅をお願いして、駐車場も両端に10台ぐらいずつ止められるような方向で開発されております。十数年前の話ですから先行投資もされておるといことも加味して、ひとつ開発できるような方向で駅西口を期待するところでありますので、これも要望です。宜しくお願いします。

次に、時間がなくなってきましたので。足洗の井戸を観光スポットにということで、八郎まつりに関しては、観光協会等々実行委員会がありますのでそうだろうと思いますが、観光案内板、私試して申しわけなかったんですが、道の駅の観光案内所へ行って、ここに足洗の井戸があるそうだけれどもどこですかって聞いたら、わかりませんというお答えでした。まちの広報、観光案内にも書いてありませんし、観光案内係の人もわからないぐらいですから、積極的に売り出して看板やら道案内をつくったらいかがかなということですので、もう1点宜しく、もし観光協会等々でやっていただけるのであればありがたいことですし、宜しくお願いします。

○議長（西村 武） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉正生） ご質問にお答え致します。

足洗の井戸用の観光案内板の設置についてというご質問であります。現在、塩口地域内にある足洗の井戸につきましては、文化財扱いになっていることは先ほどご説明したとおりであります。今後、市としましてはこういったことを総合的に勘案して、設置の必要性が認められれば前向きに検討したいと思っております。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） ただいまのご答弁理解しましたけれども、先ほどもお話ししました県の観光マップ、三湖伝説マップにはちゃんと足洗の井戸と記されておりますので、併せて、市の関係に関しても載せた方がいいなと思うし、現地案内ぐらいはできるようにした方がいいと思います。

次に、農業振興と後継者育成についてでありますけれども、実態はよく、梨、産物と

しては梨の果樹関係になりますけども、用地やら果樹、引退する方は伐採して木を切っ
て終わっているという状況でありますから、これを市の方では補助金など制度をつくっ
て後継者を育てていければなと思いますし、移住者を求めるとか専門課程を修了した方
に呼びかけをすとか、積極的な活動をしていっていただければなと思いますし、農協
の再編で農業経営も変革することを予想されますし、市の振興策が大事になるかなと思
いますので、これを重ねてご検討いただきたいということでもあります。

また、今期、チームかたがみの一員の市の活躍した選手たちに例えば青少年賞を贈る
など、励みになるとと思いますが、この点にもいかがでしょうか。

○議長（西村 武） 10番議員にお答えしますけれども、通告書にありませんのでお答え
できませんということです。

○10番（佐藤義久） コメントいただければ大変ありがたいことでもあります。

あと、防災道路についても縷々、総務部長さん話してましたけれども、市民はほとん
どわからないと思う、私自身もわかりませんでしたので、わからないと思いますから、
標識等々の問題も検討していただければなと思います。お答えいただけますか。緊急避
難道路だよということがわからないので、その点についてひとつ。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） お答えします。

緊急避難道路について、状況、どこがどういう道路なのかということがわからないと
いうことですので、標識等をまずつけるということをちょっと検討させていただきたい
と思いますので宜しくお願いします。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） ぎりぎり44秒前まで質問してしまいましたけれども、この後も十
分に今私の要望を取り入れていただければ大変ありがたいと思います。宜しくお願いし
ます。

以上です。

○議長（西村 武） これをもって10番佐藤義久議員の質問を終わります。

次に、1番鈴木壮二議員の発言を許します。1番鈴木壮二議員。

○1番（鈴木壮二） もう11時過ぎたので、おはようございますでないです。こんにちは。
傍聴席の皆さん、朝早くからご苦勞様です。

それでは、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

1 番、公共施設等総合管理計画について。

はじめに、今回は社会資本（インフラ）ではなく、建物系公共施設に焦点を絞って質問したいと思います。

潟上市において、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。一地方公共団体においては、人口減少や社会保障費（扶助費）の上昇、社会資本（インフラ）の老朽化により厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設などの利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情に合った将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、国土強靱化にも資するものでもあります。「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日閣議決定）において、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である」とされ、また「日本再興戦略」においても、「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画を策定する」としており、その後、行動計画としての策定が地方公共団体に要請され、本市でも「潟上市公共施設等総合管理計画」が策定されていると認識しております。

公共施設は、時代のニーズに沿った創意工夫により地域住民のために整備したものでありますが、今後ますます厳しい財政運営が余儀なくされる中、老朽化が進み、施設の更新時期を迎えており、今後巨額の費用や修繕費用が集中して発生します。潟上市の「公共施設等総合管理計画」において、平成29年3月末の試算では、所有する建物系公共施設すべてを大規模改修及び建て替えを実施するものと仮定し試算した結果、今後40年間で908.3億円、年平均で22.7億円が必要となります。社会資本（インフラ施設）については、今後40年間で717億円、年平均で17.9億円が必要となります。またさらに、「同一労働同一賃金」、「法人税減税」、「周辺地域の動向」等の問題も含んでくると思われます。

このように、様々な要因による「税収の減少」、「経常収支比率の高止まり」、「将来負担率の上昇」などの財政状況に鑑み、次の質問をさせていただきます。

①耐用年数まで10年未満または耐用年数を超えた建物系公共施設の割合はどのくらいでしょうか。

②あくまでも私見ですが、段階的に20%から30%の建物系公共施設を削減しなければならないと考えております。当局は延床面積を5%削減することを努力目標としていますが、今回の「こども園」、括弧、これ案ですね、案の整備計画により何%の削減になるでしょうか。また、現段階で計画している建物系公共施設の廃止も含めると何%の削減になるでしょうか。

③更新、統廃合を含む長寿命化計画に沿って行った場合、今後40年間で試算したときの費用は幾らくらいでしょうか。

④総量削減は相応の労力を要し、また施設利用者との合意形成が不可欠です。「市民参加型仕分け制度」の導入を検討してみたいかでしょうか。

⑤建物系公共施設等の維持管理に年平均どの程度のお金が使われているのでしょうか。

⑥今現在各課で施設管理を行っていますが、これは異なる根拠法による行政管轄が違ふということなのですが、施設管理の一元化ということはいかがでしょうか。

⑦市民に対して、公共施設に関する情報の「見える化」の徹底を図るべきではないでしょうか。

⑧施設マネジメントから地域コミュニティマネジメントへのアプローチなどは考えているのでしょうか。

以上8点についてお伺いします。

大きな質問の②クラウドファンディングについて。

クラウドファンディングとは、日本語で「大衆からの資金調達」を意味します。賛同するアイデアやプロジェクトに対し、誰でも簡単に寄附ができる仕組みのことで、大衆、人々をクラウドと、資金調達（ファンディング）を合わせた造語であり、ソーシャル・ファンディングとも呼ばれます。

平成25年6月に策定された国の成長戦略である「日本再興戦略」において、民間企業の資金供給策の一つとして提示されているほか、平成26年12月に策定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、クラウドファンディングを活用した創業支援策が掲げられているところです。クラウドファンディングの浸透、共感を集めるプロモーション手法として有効であるという認知の広がりを背景に、活発化しています。

自治体のクラウドファンディング（ガバメント・クラウドファンディング）は、一般のクラウドファンディングと異なり、自治体の財源不足を補うのはもちろんのこと、自治体や金融機関などとの連携・調和を重視、加えて事業主の信頼性が担保され、より地

域性に応じた事業に限定した資金調達ができることでもあります。新しいアイデアや夢を持っている皆さんが資金面で新たな挑戦を諦めることのないよう、クラウドファンディングという資金調達手段を手軽に活用できる環境を整えることで、潟上市の皆さんの夢の実現を応援できる制度です。

次の質問をさせていただきます。

①地域基点のクラウドファンディングは、中小企業支援や地域産業（起業・創業支援、文化財保護、環境保全（里山保全）、子育て支援）等の振興として有効だと思うのですがいかがでしょうか。

②近年日本の自治体においても、公共プロジェクトに特化したクラウドファンディングがあります。財政状況の厳しい当市においても、斬新な財源確保、事業化のアイデアが必要と考えますが、クラウドファンディングの活用はいかがでしょうか。

宜しく申し上げます。以上、壇上より失礼します。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 1番鈴木壮二議員の一般質問の1つ目「公共施設等総合管理計画について」お答え致します。

潟上市公共施設等総合管理計画は、平成29年3月に策定し、計画期間は平成29年度から38年度の10年間で、社会経済情勢や市民ニーズ、財政状況などの変化に適切に対応するため、必要に応じた見直しを行うものとしております。また、具体的な整備方針は、この計画の基本方針に基づき策定される個別施設計画に委ねるものとし、現在、庁内での素案作成を進めている状況にあります。

ご質問の1点目「耐用年数10年未満または耐用年数を超えた建物系公共施設の割合について」お答え致します。

建物系公共施設257件のうち、耐用年数まで10年未満のものが69件、既に耐用年数を超過しているものが114件となっております。

ご質問の2点目「延床面積5%の削減目標で、それにより何%の建物が削減されるか」と3点目の「長寿命化計画に沿って行った場合の更新費用の試算について」は、関連がありますので合わせてお答え致します。

延床面積5%の削減目標は、建物の現在の総延床面積19万9,351㎡から学校・保育園・消防防災施設などの生活直結施設11万5,197㎡を差し引いた残りの面積8万4,154㎡に、潟上市人口ビジョンで試算した10年間の人口減少率12%に当たる面積1万98㎡で、

その割合が現在の面積から5%の削減となり、その数値を目標値としたものであります。

長寿命化計画に沿って行った場合の更新費用の試算についてであります。現在、個別施設計画の策定中であり、具体的にどの施設をいつ削減するかは決定していないことから、今後の更新費用とあわせ、現段階ではお答えできない状況にありますことをご理解いただきたいと思います。

ご質問の4点目と7点目は関連がありますので、合わせてお答え致します。

「市民参加型の仕分け制度」の導入や公共施設の情報を見える化することは、市民の皆さんから公共施設の現状を把握していただき、一緒に潟上市の公共施設のあり方を議論するために有効な手段であると考えております。今後、個別施設計画は素案の段階で議会にご説明し、ご意見を伺った後に市民の皆様から一緒に考えていただけるような手法を検討しており、鈴木議員のご提案については前向きに検討させていただきたいと考えております。

ご質問の5点目「建物系公共施設等の維持管理に年平均どの程度のお金が使われているか」についてであります。現在、市としてすべての公共施設について維持管理費を集計したデータはございませんが、地方財政状況調査、いわゆる決算統計において、主たる公共施設の管理費等の状況を集計したデータが存在致します。このデータは、本庁舎、出張所、児童館、公民館、図書館、保育所、幼稚園等、17の施設区分により維持管理費を集計しております。このデータから建物ではない公園部分の維持管理費を差し引いた年間の経費は、平成29年度で11億9,177万3,000円、平成28年度で12億275万7,000円、平成27年度で11億8,024万1,000円となっており、3年間の平均では約11億9,159万円となります。

ご質問の6点目「施設管理の一元化」についてお答え致します。

先の全員協議会でご説明致しましたとおり、組織機構の見直しに伴い、財政課に「集会施設管理班」を新たに設置し、地域集会施設の管理を一元化する予定でございます。

ご質問の8点目「施設マネジメントから地域コミュニティマネジメントへのアプローチについて」お答え致します。

人口減少地域の公共施設を統廃合するためには、地域コミュニティを再構築することは重要であると考えております。国・県においても、「小さな拠点」であるコミュニティ生活圏の形成を推進するため、各種支援策を講じております。このような状況を注視しながら、潟上市として公共施設の統廃合とあわせ、地域コミュニティをどう再構築し

ていくのか、今後検討してまいりたいと考えております。

続きまして、一般質問の2つ目「クラウドファンディングについて」お答え致します。

ご質問の1点目「地域基点のクラウドファンディングについて」であります。

クラウドファンディングは、個人や企業等、幅広くインターネットを活用し、寄附・購入・投資などの形態でそれぞれ比較的少額な資金を調達する仕組みであります。近年は、自治体や金融機関などとの連携による地域に密着したクラウドファンディングも増えており、より地域性に応じた事業に限定した資金調達も可能となっております。また、クラウドファンディングを活用し、地域活性化等につなげようとする取り組みも全国で広まってきております。それを後押しするかのよう、国土交通省の指定を受けた民都機構では、クラウドファンディングを活用したまちづくり事業を支援するファンドに対して資金拠出をする制度を創設して4年目となりますし、総務省でも本年度から、ふるさと納税の仕組みを取り入れたクラウドファンディング型ふるさと納税を活用した「ふるさと起業家支援プロジェクト事業」等を打ち出しております。

このように、クラウドファンディングは、起業や中小企業が新事業を展開する際、また、環境保全や子育て支援など様々な取り組みを進める際に、インターネットを介して個人から資金を調達する仕組みとして普及してきておりますが、先行自治体の例を見ますと、資金調達に成功した例もある一方、目標額に至らなかった事業も多数あるようであります。また、仲介事業者と呼ばれるプラットフォームを活用した資金調達が基本となりますが、このプラットフォームは、システムの利用料や資金調達に応じた成功報酬を受け取るのが通例であります。さらに、期限内に目標金額を達成しなかった場合、集まった資金を受け取ることができないものでもあります。これらのメリット・デメリットを把握した上で、プラットフォームの選定や活用する事業の選定、コスト面、関係団体との連携のほか、市民や事業者等の認知度の広がりも見極めつつ、実現の可能性を探ってまいりたいと考えております。

ご質問の2点目「公共プロジェクトに特化したクラウドファンディング活用について」お答え致します。

行政によるクラウドファンディングの活用につきましては、資金調達の面で有効な手段の一つではありますが、本市ではこれまで、ふるさと納税の仕組みの中において潟上市の施策や取り組みへの協力を呼びかけ、寄附者の意向に沿った事業の財源へ充当しております。これもクラウドファンディングの考え方に沿ったものと捉えております。当面

は、このふるさと納税の充当事業について、より細やかで寄附者の共感を得られるような情報提供ができるよう工夫しながら、寄附者と本市のつながりを一層強めてまいります。

一方で、クラウドファンディングは、ふるさと納税のように多大な還元費用を要さず、施策や取り組みのメッセージ性などを生かして幅広い共感を得ることにより資金調達を実現するものであります。今後の本市の財政運営は厳しいことが予測されることから、経費全般にわたり見直しが必要であることはもちろん、クラウドファンディング等の新たな財源確保の必要性もますます高まることが予想されます。

産業振興をはじめとする市の各種施策における活動資金の調達のためには、民間を巻き込んだ仕組みの構築が必須と考えておりますので、鈴木議員ご質問の趣旨を踏まえまして、先進自治体の動向を注視しながら事例等の情報収集に努めていく考えでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（西村 武） 1番鈴木壮二議員、再質問ありますか。1番鈴木壮二議員。

○1番（鈴木壮二） 1つ目の公共施設等管理計画についての1つ目の質問なのですが、耐用年数10年未満が69件、超過しているものが114件ということで、おびただしい数なのですが、これからさらに老朽化する建物系公共施設に向き合っていかなければいけないということがわかりました。

市として、これから財政的にもいろいろ問題があると思います。いろいろスクラップ・アンド・ビルド、言葉が適切かどうかわかりませんが、二つ三つを壊して一つを建てていくというような形をとっていかねばならないと思いますが、統廃合することによって遊休資産が、更地ですね生まれると思うのですが、そういう施設の利活用についてはどのように考えていますでしょうか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 質問にお答えします。

現在、公共施設管理計画を策定している段階でありまして、さらに個別計画も策定中でありまして、ですので、個別のその案件等につきましては、今後検討するものと考えております。

以上です。

○議長（西村 武） 1番鈴木壮二議員。

○1番（鈴木壮二） 先にご答弁ありがとうございますと言ったのを忘れてました。ありが

とうございます。

今後ますます財政状況も厳しくなる中で、今回、まだ案ではございますが、こども園案の整備計画や天王公民館の案については、私も以前からそのようにするべきだと思っていましたので、ありがたいことだと思っております。

飛びますが、6番目の一元化の施設に関してですが、行政組織機構の見直しということとは行政改革ということで分野横断にかかわることですので、これはデジタル国家創造宣言にも資するものでありますので、さらなる、ワンストップサービスの事業等、さらなる推進をしていただきたいと思います。

すいません。ちょっといいですか、すいません。

○議長（西村 武） 今の質問、これ1問目の質問だけれども、もうよろしいですか、どうですか。

○1番（鈴木壮二） 終わります。

○議長（西村 武） よろしい。

○1番（鈴木壮二） はい。

○議長（西村 武） じゃあ、あといいの。2番目はいらない、2つ目は。

○1番（鈴木壮二） 今ちょっと考えがまとまってないです。

○議長（西村 武） じゃあ、いいですか。

○1番（鈴木壮二） まず1問目はこれでいいです。

2問目のクラウドファンディングについてなんですが、先ほど総務部長がおっしゃられた、目標設定をして設定額にいかない場合はだめだというようなあれがありましたけれども、やり方、方式によってはオールイン方式というのもありますので、そういうふうなやり方もあるということをご理解いただければと思います。

2つ目の問題ですが、ふるさと納税と合わせた、ふるさと納税も潟上市でやっているということなのですが、今回のこのクラウドファンディングについては、ふるさと納税とは別に考えております。ふるさと納税というのは、制度設計上、まあよくご存じかと思いますが赤字になる可能性がありますので、クラウドファンディングはクラウドファンディングでやっていただければいいのかなと思っておりますし、まず秋田県を含め69の自治体でこういうことを展開しております。で、潟上市の補助金にも限界がある中でこういうことをさらに進めていけたらいいなと思うのですが、総務部長いかがでしょうか。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答えします。

ただいま鈴木壮二議員がご指摘のとおり、厳密に言えばクラウドファンディングの仕組みとふるさと納税の仕組みは、似ているけれども違う部分があるということです。ただ、このクラウドファンディングのような類似の制度として今、ふるさと納税があつて、今般の補正予算でもお願いしてるとおり、ふるさと納税はありがたいことに増えております。それを補正をかけなければいけないぐらい件数は増えております。で、これは直接の質問に関係ないのですが、このクラウドファンディングというのは、今日はたくさんの方にお越しいただいておりますので、クラウドファンディングというのは、一つのテーマがあつて、例えば潟上市のまちづくりの具体的なものがあつて、それに対して主にインターネット上で寄附を募ることを言います。実は、この手法は今非常に広くとられておりまして、鈴木壮二議員がご指摘のとおり、そしてご提案のとおり、自治体の方でもこの手法を使ってある事業を成し遂げようとしているというところがあります。私が以前、前職で岡山のある市の教育長を務めたときのその市では、国宝の刀を、国宝の刀、そこは国宝の刀を昔、今、国宝級である刀の半分以上はそこでつくつたろうという市でした。ところが、刀剣の博物館があるんですが一振りも国宝がないということで、ただ、先ほどから縷々ご指摘のとおり、財源的にはどこの自治体も逼迫しております。それで民間のある団体と連携して、その刀をクラウドファンディングでやっている。ただ、お金を集めることですから、当然リスクも伴います。で、私どもこれは公のものとして努めてる限りには、まずそこが市民の皆様からお預かりした税金等をきちんと我々は使わなければならないし、万が一でも損害を与えてはならないということがあります。それで我々としては、総務部長先ほど答弁申し上げたとおり、様々な自治体の今やっていることを調査・研究させていただいて、ただご指摘のとおり、これから財政についてはと、とうとうと何か将来の暗い方をお述べになりましたが、ただ我々自治体運営の根幹は、市民から頂戴致しました税金と、それから縷々国の制度で頂戴するそのお金をどうやって有効に、そして一番適切に使うかというところなのだろうと思います。それで、この議会でお諮りしてそれを使っていく。ただ、様々やりたいことがこれから出てくることは予想されます。鈴木壮二議員のような若いそういう議員さん方は、様々なご提案もおありになろうかと思ひます。そのときに、このクラウドファンディングという手法が我々自治体にとって、潟上市にとって本当にふるさとが実感、幸せが実

感できるような制度設計になるかどうかを今後研究させていただきたいと思います。ご提案いただき、誠にありがとうございます。

○議長（西村 武） 1番鈴木壮二議員。

○1番（鈴木壮二） 私より丁寧に説明していただきありがとうございます。

以上で、これで大丈夫です。

○議長（西村 武） これをもって1番鈴木壮二議員の質問を終わります。

傍聴者もたくさんおりますので、引き続き行います。

（「議長、休憩して」の声あり）

○議長（西村 武） 休憩してくださいってか。

○議長（西村 武） じゃあ、7分ぐらい休憩します。トイレ休憩もありますので、じゃあ、暫時休憩します。11時40分に再開します。

午前11時31分 休憩

.....
午前11時40分 再開

○議長（西村 武） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

7番 鑑 仁志議員の発言を許します。

○7番（鑑 仁志） ちょっと始まる前に、1ページですけども、下から2行目と3行目、ちょっと削除していただきたいと思います。「要望の達成を」のところで、「要望の達成」の一番下。最初の質問の1枚目の一番下の方から2行目と3行目。担当職員に暴言を吐いたということで、そこを削除していただきたいと思います。

○議長（西村 武） はい、どうぞ、発言してください。

○7番（鑑 仁志） それでは、私から質問させていただきます。

私は3つの点について質問致します。1つ目は要望の達成を願ってについて、2つ目は非正規職員に対する市政について、3つ目は身体障害者専用風呂の設置について、お願い致します。

まず1つ目、要望の達成を願ってについてであります。

過日、後援会幹部の方から、「話しづらいことだが」と前置きされ、「おまえたちが懸命にあげた議員が何も実現させず、このざまか」と言われてしまったと告げにきたのだ。私は申しわけなさと同時に、現市政に対する不満がこみ上げ、この幹部の方には吐露しました。現市政のスローを嘆くのは、私一人ではないはずです。

改めて伺います。前市長の引き継ぎ事項としてありませんでしたか。私は3つの要望を致しました。①飯田川保健福祉センター風呂の存続について。2つ目、グラウンドゴルフ場の駐車場拡幅について。3つ目、運動場の整備について。幸い3つとも通過し、私はその旨、後援会に報告しております。しかし、市長交代となり、現市政では「考えさせてください」と今日に至っております。

1つ目の風呂は利用率と費用の関係から存続せずとの結論となり、後援会に伝えました。2つ目、3つ目の駐車場拡幅、運動場の整備は遅々として進まず、進展を尋ねても意に沿わぬ答えだけ返ってきております。駐車場では既に事故が発生しております。駐車していた普通乗用車に、誰が引きずったのか大きな傷がついて、犯人がわからずじまいであります。泣き寝入りと嘆いております。

このグラウンドゴルフ場は、市外も含め利用者は途切れぬようです。10月13日、530歳マスターズ野球の会場の順番となって、この野球場で開催されました。青森など遠くからの参加もあり、駐車場はマイクロバス等、車であふれ、通路まで満車状態となり、たまたま私ども隣接農家の米の集荷も危険を感じ、往来できぬと引き返しました。運動場も改善のないまま、隣接家族は食事中や洗濯物に砂けむりがかかっても「諦めました」とつぶやいています。このような状態を知っていますか。スコアボードも改修のないまま、ポータブルスコアボード使用と聞いております。にぎわいも一時と考えるの処置なのですか。「このごまか」と言われぬような納得できる答弁をお願いします。

2つ目、非正規職員に対する市政について。

非正規職員の方々、第二の職場として勤務されている方が大半だと思います。前職でいろいろ経験し、見聞し、長所を取り入れ頑張っているからこそ、現場からの注文もあるわけです。

8月、飯田川夏祭りに参加した折に呼び止められ、「前市政で決定したことがいまだに手つかず」と嘆き、代弁を依頼されました。市長、教育長、知ってますか。お二人に現場を見ていただきました。「担当者に話をしておく」と言われた約束を私は期待しておりました。11月20日、思い立ち、何の進展もないことを確認しております。この藤原市政では、非正規職員の手出し・口出し、無用なのですか。いさかいが生じたことも耳にしています。下虻川公民館のトイレひとつにしても、1年以上も使用できず、一主婦からの申し出があり驚いたものです。縦横の連絡が密であったらと願わずにいられません。答弁をお願いします。あわせて、今後の方針をお答え願います。

3つ目、身体障害者専用の風呂の設置についてであります。

要介護2の妻のため近場の勤務を余儀なくされている方から、今回、是非議題に取り上げてほしいとの切実な連絡がございました。この方は、今年の春から1週間に一度だけ、他町の経営する身体障害者併設の風呂を利用しているといえます。家族風呂形式のゆえ、ご主人が手を貸し、気兼ねなく妻の思う存分入浴できるせいか次第に生気づき、もっともっと回数を重ねてあげたい、もっともっと近くにあればと望みは広がっています。併設等含め、将来の展望、一考願えたらと思います。いかがでしょうか。ご答弁を求めます。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（西村 武） 当局の答弁を求めます。藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまの鑑議員のご質問にお答え致します。

まず冒頭、3つの要望の件についての前市長との引き継ぎ事項としてということのお尋ねでした。文書で私が市長に就任する前に引き継ぎを行い、その文書の中には、この3点は明記されておられません。それはまずはっきり申し上げておきます。ただし、あるいはまあ、ここでどういうことかというご発言になったかはおいといても、これが課題であるということは鑑議員からもご指摘が以前ありましたし、私自身は承知してるものでございます。

まず私の方からは、飯田川保健福祉センターの風呂の存続についてお話したいと思えます。これは以前もご説明申し上げていますので、そういったことがまだ市民の皆様にご理解いってないとするならば我々の説明不足ということにもなるかと思えます。

まず1つは、議員からご指摘のとおり、かなり厳しい状況ではありますが、まだそれを廃止と決定したことは市としてはございませんし、議会にも申し上げたことはございません。で、我々が今、あの施設が中止になった、今お休みさせていただいてることについての理由としては、先ほど鈴木壮二議員から公共施設の今後の管理計画を我々が立てていると、非常に老朽化も進み、これからそういったものを一つ一つ元に戻していくにはかなり難しい状況にあるということは、議員皆様も市民の皆様もご理解いただいていることだと思えます。で、それで飯田川保健福祉センターのそのお風呂事業について、まず1つは、この改修した場合に、これは以前お示ししてると思いますが概算で6,100万円かかります。さらに、この風呂事業の収支を、まあ以前からの10年程度見させていただきますと、大体1,500万円以上、いわゆる市からの持ち出しがある。例えば平成28

年度の収支では、収入が157万3,000円、一方において市から税金として投入してる額は1,784万8,000円、差し引き1,627万5,000円というものが、私はこの額を赤字と申し上げるつもりはありません。これは福祉目的で飯田川町時代からつくられていて存続させているものですから、このお風呂という施設があって機械が順調に稼働してる間に、私ども市としてこれを中止するつもりは全くありませんでした。ただ、これを改修した場合に6,000万円以上の、ほとんどこれは補助金もなしの市民の皆様の税金がそのまま充当されていく。そして毎年1,500万円以上の持ち出しが過去10年以上続いている。そして、現在その28年度、年間ご利用いただいているのが5,591人、1日に平均すると約20人、これが多いか少ないかはそれぞれのご評価になると思います。つまりこういったものが今、公共施設のこれから先どうするかという方針は議会の方でもお認めいただいて、その方向性で今、個別施設を一個一個、担当の方が当たっております。それには、先ほども言ったとおり膨大な数の個別の施設がございまして、担当は必要であればその現地まで行ってそこを確認してございます。それでお時間を頂戴してるわけですが、それがまず策定して、その中にもこのお風呂の事業についても計画を申し上げますので、それまで待っていただけませんかといったのが私どもの真意であります。

何とぞ、今この事業どうするかというのは、今までご利用なされた方のご不便というのは重々承知しています。しかし、我々はそこを投入して、それを後世の我々の子ども・孫たちの負担にしていくのかどうか。これは議員の皆様や市民の皆様、特に飯田川地区の皆様との、これからその計画ができた段階でのお話し合いをしなければならないと思っております。ですので、そこあたり我々がもし説明の不足がありましたらそれは申しわけなく思いますが、我々としてはここ意を尽くして今まで説明したつもりでございます。

で、ほかの部分、グラウンドゴルフ場の駐車場の拡幅と運動場の整備について、今担当部長の方からこれ以外のものについてはご答弁させていただきますし、必要に応じて副市長からも答弁させますので宜しくお願い申し上げます。

○議長（西村 武） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉正生） それでは、ご質問の2点目「二荒山グラウンドゴルフ場の駐車場の拡幅」と3点目「運動場の整備」については、関連するものであるため一括でお答え致します。

二荒山グラウンドゴルフ場は、旧八郎潟ハイツのグラウンドを改修し、平成15年4月

からグラウンドゴルフ場として利用しております。駐車場につきましては、野球場側とグラウンドゴルフ場側合わせて45台、グラウンドゴルフ場西側の山際に30台となっており、現在は駐車区画塗装を施し、駐車しやすい環境を整えております。

野球場の利用者は、平成22年度までは5,000人から6,500人程度で推移しておりましたが、平成23年度以降は2,000人から3,000人と利用者が減ってきております。グラウンドゴルフ場は、開設時の利用者は5,000人程度でしたが、平成27年度の1万3,420人がピークで、現在は8,000人から1万人の間での利用推移となっております。

二荒山グラウンドゴルフ場は1日の利用者が40人前後であるため、駐車場の混雑はないと伺っております。野球場での大会やグラウンドゴルフ場での大会が重なったときは、鑑議員がご指摘のとおり、駐車場が混雑し、付近住民の通行に影響を与える場合があります。大会等を主催する団体には、周辺駐車場が満車の場合は、トレイクかたがみ（入り口前駐車場80台・大駐車場150台）や南公園・梅の里の駐車場（20台程度）を利用させていただくよう依頼しているところではありますが、多少距離、距離にして徒歩5分程度ではありますが、駐車場までの経路表示等、路上駐車をさせないように注意喚起を行い、利用者や地域住民に迷惑のかからないよう、安全第一を念頭に努めてまいります。緑地帯や道路等も含めて、どのように駐車スペースを確保できるか、今後現地を調査した上で検討させていただきたいと存じます。

また、運動場のスコアボード改修については、取り扱いをどうするか検討中です。議員のご質問にもあるとおり、現在、代替施設としてポータブルスコアボードで対応しております。

砂けむりについても、天気状況により、散水した後、機械にて短時間で整備するよう指定管理者へ指導しているところではありますが、再度徹底するよう指導してまいります。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） 7番鑑 仁志議員の一般質問の2つ目「非正規職員に対する市政について」お答え致します。

本市では様々な施設を所管し、市民の皆様から利用していただいております。その中で、社会教育施設や社会体育施設には一般職員並びに非常勤職員を配置し、施設の管理運営を行っておるところでございます。

非常勤職員は大切な市職員の一員であり、大きな力となっております。また、市職員としての自覚をもって担当業務を行うことができるよう、職務内容や管理業務に必要な

事項等の説明や相談を随時行いながら進めているところでございます。さらに、市民と直接接する場所であるため、市民からの要望や苦情、こういうものがあつた場合、速やかに担当へ連絡、そして報告する体制を整え指導しているところであります。市と致しましては、相談や報告など、今以上に連携を密にしながら施設の管理業務を行っていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） 鑑福祉事務所長。

○福祉事務所長（鑑 孝子） それでは、7番鑑 仁志議員の一般質問の3つ目「身体障害者専用風呂の設置について」お答え致します。

はじめに、潟上市の身体障害者手帳を所持されている方の状況について説明致します。

平成30年12月1日現在、潟上市では1,617の方が手帳を所持しております。身体障害者手帳は、身体に障がいがあることにより日常生活に何らかの支障があるため取得するものでございます。対象となる障がいは、手足の障がいから内部障がいまで様々で、等級は1級から6級まで、障がい別では、手足に障がい等のある方が全体の約6割、次いで心臓病が2割、聴覚障害・視覚障害がそれぞれ1割弱などとなっております。このように身体障害者手帳取得者の状況は様々であり、障がい者の求めるサービスもまた個々に違っております。

入浴等につきましては、若くして障がいを負ってしまった方ほど在宅での入浴を希望されるため、住宅改修費補助などを利用して浴室のバリアフリーに向けた改修を行ったり、家族だけで入浴が困難な場合には訪問介護や施設での入浴を希望される方もいらっしゃいます。また、障がいが重度の場合には、重度身体障害者訪問入浴サービスを希望される方もいらっしゃいます。身体障害者手帳をお持ちの約8割に当たる1,281人は65歳以上の方でありますので、既に何らかの介護保険によるサービス等を利用されている方も多と思われるし、障害福祉サービスの方では生活介護の利用になろうかと思われま。

鑑議員の一般質問にありました要介護2の方につきましても、介護認定を受けていることから介護保険によるサービス等については説明を受けているものと思いますが、サービスの利用をお考えでしたら一度ご相談するようにお勧めいただきたいと思います。

鑑議員の今回のご要望にあります身体障害者専用風呂の設置についてでございますが、現在潟上市内にある介護保険施設や福祉施設等には、リフト付きや車椅子のまま入浴で

きる施設があり、お年寄りや障がいをお持ちの方が安心して入浴できるよう、必要な知識を持った職員が介助にあたっております。

また、ご質問にある方が利用されているお風呂は家族風呂ということでございましたが、県内には宿泊型の施設に併設した家族風呂が十数件あるようではございますが、現在潟上市にはございません。このような状況でありますことから、潟上市としては、まずは障がいをお持ちの皆様がご自身のライフスタイルに合わせて、できるだけ自立し、そして安心・安全に生活を送ることができるよう、現在ある障がい者が利用できるサービスをより多くの市民の皆様にお知らせし、適切に利用していただきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（西村 武） 7番 鑑 仁志議員、再質問ありますか。7番 鑑 仁志議員。

○7番（鑑 仁志） 今、産業建設部長の方から説明ありましたけども、駐車場の件ですけども、これは今、トレイクかたがみの方にもありますと言うけれども、私もその旨、その人方に話したら、なんであそこまで行かなければいけないのかと。ここに現在建物があると。それは私は前の副市長にもこの話はしてありますよ。それでまず、そうすればやるかという話のどこまでいったわけですけども、ところが市長さんがかわったからここで頓挫したということになってますけども、そこら辺どういうことですか。もう一回、産業建設部長から。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 今の再質問の方にお答えしたいと思います。

グラウンドゴルフ場、私も何度もあそこを拝見し、非常に利用が多いということも承知しております。で、駐車場がそれは全部の施設が一番多い利用人数のときのほどの台数を確保し、あるのが理想であるということは私自身そう思っております。しかし、まず駐車場というものをお考えいただきたいと思うんです。これは、秋田県はもう車社会ですから駐車場はなくてはならないものではありませんが、私、先ほどの鑑議員のご質問を承っていて非常に残念だったのは、事故があったと。まずこの事故、ぶつけた本人が一番悪いわけです、これは。それで、どこのスーパーに行こうか何だろうが、「駐車場で起きた事故については」という表示が必ずあろうかと思えます。そこは便宜上、ここに駐車場を設けてるので、それぞれの利用のマナーとルールを守ってご利用してくださいねということだと思っております。で、本当に近くになればならない方のために、今は

身障者の方用の駐車スペースであるとかそういったものは設けさせていただいてると思います。ところが、そこにそうでない方がとまってる場合もあります。非常に残念な光景を目にしている場合もあります。ですから、これはあった方がいいということはもう重々承知していますけども、その部分、もし担当の方から聞いてそれが駐車場が本当にあふれるほどあるのは年間何日あるのかと、これがもう日常茶飯であるのであれば私どももその必要性というのは十分に考えると思うんです。先ほども申し上げたとおり、再三言いたくはないですが限られたその資源の中でそれを有効に使う場合に、それも公平に公正に使う場合に、果たしてこの事業をやるのかやらないのかということを我々は常に考えてございます。で、ここの部分も再度産業建設部長が申し上げたとおり、もう一度、今ご指摘がありましたので、その現地を確認した上で我々としては検討を加えますが、ただ議員からのご指摘もあったとおりに非常に厳しいということがあろうかと思えます。ですのでそこあたり、私どもその、まあもう一つはこれは全然質問とは関係ないんですが、ぶつけられた方は警察に届けられなかったんでしょうか。私はそういうことはあってはならないと思っています。で、それは果たしてどういう状況かということとは質問からつまびらかではなくて、駐車場の管理上の落ち度があってあったものなのか、それとも残念ながらご利用なさる方々がそこが行ってあまりルールを逸脱したことがあって起こったのか、それはわかりません。ただ私としては、潟上市の公共施設内で起こったことであれば非常に残念であると申し上げるほかはありませんし、先ほど産業建設部長申し上げたとおり、そういった安全面にも我々が配慮できることを精いっぱいこれからも努め、そして今ご要望があった点については再度検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 7番 鑑 仁志議員。

○7番（鑑 仁志） 産業建設部長にもう一回伺います。運動場についてでありますけども、これが、あそこ整備するわけですけども、そのときに砂けむりがちょうど舞って、食事中にもあるし、それから洗濯物を砂けむりでやられないということでもありますけども、先ほどの質問の中にもありましたけども、私は諦めたということになってますけども、そこら辺のとこどういふふうになってますか。これ、前市長と前副市長さんには、芝生なのか、それとも飛ばない砂の方がいいのかなという、こういうとこの話まで私方進んであったわけですけども、市長さんが交代なったためにこれも頓挫したという形。

この砂けむりの場合はどういうふうを考えていますか、ちょっとそこら辺。この人方、非常に食事中も洗濯物も困っているというような状況でありますので、そこら辺のところがちょっとひとつ説明していただきたいと思います。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問についてお答え致します。

まず、そのご迷惑をかけているというところを後で鑑議員の方から私ども市の担当の方に言っていて、再度その方から直接お話を伺うことから始めさせていただきたいと思います。で、それが我々の管理の方がやはりうまく不十分であるということなのであれば、今ご提案のようなこともひとつの方法としては考えられようと思っておりますので、まずその部分も再度確認させていただきたいと思います。

以上です。

○7番（鑑 仁志） 終わります。

○議長（西村 武） これをもって7番鑑 仁志議員の質問を終わります。

昼食のため暫時休憩し、午後1時半の再開と致します。今日は傍聴者の皆さん、ご苦勞様でございます。

午後 0時10分 休憩

.....
午後 1時30分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

16番大谷貞廣議員の発言を許します。16番大谷貞廣議員。

○16番（大谷貞廣） 皆さんこんにちは。傍聴の方々、朝から大変ご苦勞様です。

それでは、通告に従いまして、1項目4点の質問をさせていただきます。

小・中生徒の情報モラルについて。

戦後73年、平成も最後の年となりました。情報化社会の出現により、生活環境や教育環境に様々な問題を抱えるようになったと思います。故藤原町長が「国家百年の計、その原点は教育に有り」、要するに人材育成です、地域の人材育成ということで強く語る姿を思い出します。一般的に小学校4・5年生、中学校から高校2年生くらいまで、知識、理性、判断、自主性に、物を考える意思のある創造性、人間関係など人間らしい心を発達させる時期、幼児から小学校低学年で「よい・悪い」をはっきりさせる、小学校高学年で「なぜいけない・なぜよいのか」を自覚させるとされております。某学者が

「多様性を認め合う社会にあっては倫理基準の構築が求められる。教育基本法では、第5条、義務教育の目的、能力を伸ばす・自立を図る・市民性を養う。第10条、心身の調和のとれた発達を図ること、教師や親はもとよりすべての大人が共有することが、子どもの尊厳を守り、社会の教育力を高めることになる」と語っております。

子どもたちは、進学競争による塾通い、習い事による自由時間の減少での孤立化、学校でのいじめに象徴される心の荒廃、連帯性の喪失、顔の見えない会員制交流サイト、暴力や引きこもり、鬱病などの合併症や脳の障害を引き起こす恐れのあるネット依存、ゲームのやり過ぎは国内外で社会問題化し、世界保健機構が疾病に分類、国は第4次青少年インターネット環境整備基本計画を決定、今後3年間で重点的な取り組み方策を取りまとめたとされております。

以上の観点からご所見を伺います。

1点目、小学6校、中学3校のスマホ、パソコン、ゲーム機などの個人保有率。

2点目、抑制ルールはあるのか。

3点目、現在の指導、対応、弊害等あるのか。

4点目、国の基本計画に基づく潟上方式等考えはないのかどうか。

以上でございます。宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。工藤教育長。

○教育長（工藤素子） 16番大谷貞廣議員の一般質問、「小・中学生の情報モラルについて」お答え致します。

ご質問の1点目「小学校6校、中学校3校のスマートフォン、パソコン、ゲーム機の個人保有率について」でございますが、秋田県が毎年小学校4年生以上及び中学生の子の全員を対象に実施している調査がございまして、「携帯電話等、インターネット利用実態調査」でございますが、この結果に基づきご説明致します。なお、この調査では、パソコンの個人所持率、この調査は行っておりません。また、ゲーム機は通信機能付きゲーム機が調査対象となっておりますので、ここではスマートフォン及び通信機能付きゲーム機の所持率についてお答え致します。

今年10月のこの調査結果によると、市内の小学校4年生以上のスマートフォンの所持率は、小学生で18.5%、中学生で48.1%となっております。内閣府の調査結果によると、全国の小学生のスマートフォン所持率は2017年で29.9%、中学生でのスマートフォン所持率は58.1%となっております。調査年度が異なりますので参考程度の比較となります。

が、スマートフォンの所持率に関しては、市内小学生は全国平均と比較するとマイナス約11.4ポイント、中学生はマイナス10ポイントというのが現状でございます。スマートフォン以外の機器に関しては、通信機能付きのゲーム機の保有率、これが本市小学生で75.4%、中学生で63.8%という結果でした。

ご質問2点目「抑制ルールについて」であります。昨今の情報化社会の中でインターネット等を利用した情報の有効な利用は、現代を生き抜く力の一つとして重要であり、本市の各校においても情報機器を活用した学習を進めているところでありますが、一方で、議員のご指摘のとおり利用の仕方によっては子どもたちの生活や健康に影響を与える可能性がございます。

潟上市では以前から、望ましい生活習慣及び学習習慣の形成を目指して、メディアの適切な利用の仕方について市内の各小・中学校で啓発活動に取り組んでおります。本市からは毎年、「潟上市教育委員会及び潟上市校長会からのお願い」という文書、これはインターネット等の利用について教育長と校長会長の連名で出しておりますけれども、これを家庭に配布しております。市の広報でもこれをお知らせしております。この文書の内容は、小学生は午後8時以降、中学生は午後9時以降、携帯電話やスマートフォン、ゲーム機は使用させないこと。また、インターネット等の利用については、家庭における生活習慣・学習習慣の妨げにならないように、家庭でルールを相談して決めることなどをご家庭へお願いしております。

ご質問の3点目「現在の指導、対応について」でございます。各学校では外部講師を迎え、インターネット安全教室を児童生徒、保護者を対象に行ったり、授業の中で情報モラル、インターネットの適切な利用について取り上げて指導したり、スマートフォンのフィルタリングの利用促進のためにPTAや学校通信等で呼びかけたりしております。さらに、SNSの利用実態等をお伝えして相談等の窓口を周知したり、スクールカウンセラーなど教員以外の人材を活用した相談体制の充実、こういったことを図ったりしているところでございます。このような指導、対応をしているところでありますが、夜遅くまでのゲーム等の利用から睡眠不足で体調不良を訴え、保健室を訪れる子どもたちが見られるのも現状でございます。

4点目になりますが、「国の基本計画に基づく潟上方式の考えは」ということでございまして、潟上市でも、国のこの第4次青少年インターネット環境整備基本計画にあります「フィルタリングのさらなる利用促進」、「低年齢期からの保護者・家庭への支

援」、「SNS等に起因するトラブル・いじめや被害の抑止対策の推進」に、これまで以上に積極的に取り組み、先ほど文書で8時・9時という話、これも一つの取り組みではございますが、こういったこと、子どもたちに対して情報社会で適正な活動を行うためのものになる考え方・態度、こういったことを育成していくため、今後も関係機関などと連携し、発達段階に応じた情報モラル教育などの推進、インターネット利用者の低年齢化にも配慮した啓発活動の推進、インターネット等によるトラブルやいじめ・犯罪等の防止に対する取り組み、こういったことを推進し、インターネットを適切に利用する児童生徒の育成を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（西村 武） 16番大谷貞廣議員、再質問ありますか。16番大谷貞廣議員。

○16番（大谷貞廣） 教育長ありがとうございました。

1点目なんですけれども、今どき機種がどうだとかと言う方がちょっとおかしいと思ってるんですけれども、何でこういうことを聞いたかといいますと、ちょっとメディアの掲載されてたことをちょっとお聞きしていただきたいなと思っております。これは「月曜論壇」の「親子のつながりを考える」ということで、「IT革命の中、スマホの普及は瞬く間に広がった。それは親子関係、人と人のつながりにどこか影響を及ぼし始めている」と。「便利な世界のネットワークにつながるし、会員制交流サイトで人のつながりは広がる」と。「父母らはスマホの依存性が高い場合の学習やメンタル面への影響を心配する。私は、さらに人同士の本来のつながりが薄れ、心の会話の空虚感に陥ることが心配である」と。「人と人は顔を合わせ、目を見て、心から出る言葉を交わし、時には触れ合い、全体の危機感の中で文脈を理解し、わかりあってきた」と。「スマホは実に便利だが、限られた文字のメールだけで果たして生身の心がどこまで伝わるのだろうか。本当の心の会話ができるだろうか。人の心はそんなに単純ではないはずだ。単純な連絡ならいざしらず、本音を伝え合わねばならない親子の会話がもし日常的に安易に済まされるようであれば、どこかむなしさを覚えてしまう」と。「電子情報だけの会話ではいかにも心もとない。若者の未来のためにも」と結んでおります。また、先ほど教育長からスクールカウンセラーの話が出たんですけれども、これは小・中学校のスクールカウンセラーの臨床心理学の先生。「最近の少年の傾向について、SNSの「いいね」ボタンに代表されるように、不特定多数から一時的な評価をされることを気にする傾向がある」と。最近の少年の傾向についてです。「長期的な友人関係をつくること

に重きを置かなくなった」と分析するものです。「ネットは顔が見えない世界。一時的に確かに認めてもらうためにも、危険な世界に首を突っ込まないような気を配る必要がある」と、このように語っておるでございます。

そこで、今は県知事も先進技術の活用元年であると、県庁でも戦略室でもできております。この点ちょっとと言うような質問するのは何だおかしいんでないかと、そう思われるんですけども、私は老婆心ながら、この国の青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画というものを私なりに解釈したんで質問しておるわけなんですけれども、先ほども、低年齢から情報モラルの教育をしてると、外部から講師を招いているとおっしゃってございましたんですけども、これって、低年齢って本市は学年っていえばどこら辺からこれをやってるものでしょうか。ちょっとすみません、再度教えていただければ幸いです。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） 大谷議員の再質問にお答えを致します。

まずはじめに、いろいろ最初に調査の機種のこと申し上げましたけれども、そういった調査、手元にある数値はそれしかございませんというおわびのつもりで申し上げましたことにつきましては申しわけありませんでした。

それから、今最後にご質問のありました低年齢化ということでもありますけれども、この手元にある調査が実際につぶさに私たち把握してるものは、先ほどお話ししたように小学校4年生以上からのものしかございません。ただ、実際に学校現場あるいは幼稚園・保育園の現場で、あるいは日常的に社会の中で見受けられるように、小さいときから本当に今では0歳・1歳のときからもうスマホが親御さんと一緒に触れる環境にあるものですから、そういったことは一般的に非常に低年齢化していると私どもはそういった危機感を持っております。そこで、それに対する対応と致しましては、小学校だけでなく幼稚園・園の保護者の方々へもそういった啓発ということはいろいろな方法でできるかと思っておりますので、そういったことは、先ほど国の計画が3年ごととおっしゃいました。私もそれは非常に早いピッチだなと思っております。法律が、この法律できたのが平成21年から3年ごとに第4次というわけですから、この動きが早いということです。そういったことを私たちも勉強しながら、しっかりやはりいい面と、議員のおっしゃるように本当にフェイス・トゥ・フェイスで話し合っていけばいい場面でもそういったものを使うというのは、これはもう論外だと思いますので、そういったことをきちっと分けて、

きちっと利用できる子どもたち、そしてそうでなく人と人との温かい会話の中で育って
いくべき場面、そういったことを精査しながらきちっと学校教育の中でこういった啓発
活動、学習をして、親御さん、地域のご協力をいただきながら進めてまいりたいと思
います。

以上でございます。

○議長（西村 武） 16番大谷貞廣議員。

○16番（大谷貞廣） 1点目のこの個人保有率というのは、私、何といたしますか、こ
う言えばちょっと口はばったいようなんですけれども、結果的には親御さんの出費にな
ってくるんで、これ言い方がまずいかもしれないんですけども、身のほどに合った、身
丈に合ったようなことを啓発していただければいいなと思っております。

1点目はそういうことにして、2点目の方なんですけれども、ルールというやつはい
ろいろなルールがあります。私、口はばったいようなんですけれども、スポ少の団体と
しては学校の中のルールだよと。通学のルールだよと。もちろん私はラグビーやってる
もんですから、ラグビーのルールがあるよと。もちろん我々議員の中にも議会基本条例
というものがあります。この中には一番ぎりっとしなければならぬのは、これ余計な
ことなんですけれども、規範ですよと、そういうように書いてあります。そういう観点
でもって子ども方には、今うちの場合は幼稚園の子どもがおります。6年生までなん
ですけども、ルールというものは守るためにあるんだよと、これは親御さんにも言っ
ております。ということは、もちろんこれはあまりにも抑制ということはいかがかなと思
うんですけども、啓発の中で捉えてきちっとしていただきたいな。既に全国的にはいろ
いろなところで、まあ秋田市のある学校なんですけれどもスマホは学校へ持ってくるな、
そういうこともあります。能代の方でもあります。青森県では、事件があってから教育
委員会、青森県全体がそういう対応をしてあります。それを真似しろというわけではな
いんですけども、そういうことをきちっとしていただければいいなと思っておるだけ
の話です。それで、まあこここのところはまずそういうことですので宜しくお願いします。

それから指導方法なんですけれども、指導、まあ先ほども私言ったんですけども、こ
れは指導する側の立場でいろいろ生徒は「そうだな」と思うと思うんです。私、これ
ちょっとスマホとは関係ないんですけども、古い友人です。この方は、お孫さんですね、
ある事情で2年生の頃に潟上市に、たまたま女の先生が担任であったと。その小さいと
きからなんですけれども、その先生の指導がよかったと思うんです。で、その頃から、

「おめえおつきくなれば何やる」って、「学校の先生」、こう答えております。子は女の子もさんで3人グループなんですけれども、やがてはおじいちゃんおばあちゃんのところから親の方へ帰ったんですけれども、いろいろあって、ある物心ついてから一生懸命頑張って、ある県の英語の先生になつてるといふ方がおります。その先生の後ろ姿を見ています。いや、なるほどなど。やはりそういう教師の教える側の方が、そういう方々が鴻上市の先生であれば間違いのないなと思つております。まあ余計なことなんですけれども、教える側の方は今は「揚げば尊し」もなくなつてしまつたけれども、これは時代の趨勢とともに薄れたかも、忘れたかもしれないけれども、私は「揚げば尊し」は今こそやらねばいけないんだなと思つておりますので、まあこれはこっちへ置いて、これから指導する立場の方々が、もちろん当然聖職として自分から進んで学校の先生になつたはずですので、そのぐらいの腹積もりでもつてやっていただきたいと思つております。そこから辺、最近まで最先端におつた教育長いかがですか。もしくは何かあつたらひとつ宜しく。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） ただいまの大谷議員の3点目についての再質問についてお答え致します。

今、スマートフォン等々の学校での指導ということについてだと思ひますけれども、その前に大谷議員がおっしゃられたように、やはり指導する側がどういった教育観をもつて何をどのように教えていくかという毅然とした姿であるということが大前提だと思ひますが、そこに今こういった携帯電話、スマートフォン等々の利用についてであれば、やはりそういった専門の方、外部講師が学校に来てくださる。でも、今議員のおっしゃることは、そういった方にお任せするんじゃなくて一緒に外部講師の方から学んだ子どもたちのその後のケアも含めて、子どもたちの一生に責任をもつて育てていきなさいというようなことをおっしゃられたというふうに私は今感じてお聞きしておりました。今、子どもたちを取り巻くそういった環境は非常にもう現代社会多様化しておりまして、いろいろな課題がございますけれども、私たち学校の中だけではできないそういった、まあその法律自体も民間の方と協力して民間の力で学校に入つていってそういうことやりなさいということがそこに言われてますので、そういったことと協力をしながら、学校の教師、本来もつているべき教えるということと協力しながら進めていくべきものと思つておりますので、引き続き一生懸命頑張っていきたくと思ひます。

以上でございます。

○議長（西村 武） 16番大谷貞廣議員。

○16番（大谷貞廣） すみません。もう既に始まっていると思ってるんですけども、コミュニティ・スクールとの関連というんですか、こういう方向はどのようにお考えなんでしょうか。要するに啓発だとかそういうことについてです。宜しく。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） ただいまの再質問にお答え致します。

今、本当に、先ほどお話しさせていただいたことも地域の力を借りてっていうところ、まさに今年度からスタートしておりますコミュニティ・スクールの中で地域の方たち、例えば先ほど来、基本計画の中にそういった地域の堪能な方たち、あるいは民間の方たちと協力してということがありますので、私たち、例えば去年の例ですと、天王中学校区、小・中連携3校の中で地域サポーター養成講座ということで、地域の中に少しでもそういったことに長けた方が増えていってほしい。そしていろんなところで、スポ少しかり、学校から帰って児童クラブしかり、地域の中いろんなところで子どもたち育ていきますので、そういった、こういったことに知識であったり技能であったり長けている大人の方がもっともっと潜在的にいらっしゃるであろうし、そういった研修の中で子どもたちだけとか親御さんたちだけでなく、このコミュニティ・スクールの中で地域の方の中でもこういった研修に参加していただいて増えていくといったそういったことも方向性としてあると思います。まさに議員がご指摘いただいたとおり、今後もこのコミュニティ・スクールの活動の中の一つにこういったこともまた、委員さん、そういうコミュニティ・スクールの委員さんたちの中から、自分たちの地域の子どものを守るために自分たちでそういうことをやっていこうというような動きが出てきてくれるように、私たちもまた働きかけをしていきたいなと今思っております。

以上でございます。

○議長（西村 武） いいですか。16番大谷貞廣議員。

○16番（大谷貞廣） 長々ありがとうございました。宜しく、潟上市の、さすが潟上市の子どもだよと言われるようにご指導していただければ幸いです。

私事なんですけども、午前中、金足農業高等学校の野球の話出たんですけども、私はラグビーの話ちょっとします。いいですか、議長。話ちょっとそれるんですけど。

私、ラグビー関係より知りません。潟上市の学校から行ったラグビーの選手方が非常

に素直だと、高等学校の先生から好評を得ております。これは高等学校、国立高専しかりです。我々の指導が間違っていないなと思っておりますので、これは自己満足でございますので、以後ひとつ宜しくご指導をお願いします。

以上終わります。市長何か一言。いいです。どうもありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって16番大谷貞廣議員の質問を終わります。

次に、14番菅原秀雄議員の発言を許します。14番菅原秀雄議員。

○14番（菅原秀雄） 傍聴者の皆さん、今日は本当に忙しいところ、そして足元の悪い中おいいただき、本当にありがとうございます。また、当局にはこのような機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。私、今回一般質問初めてでございますので、聞き苦しい点等々多々あろうかと思えますけれども、初めてということに免じていただきましてお許しいただければありがたく思います。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

私の方からは、大きく分けて3点について質問したいと思います。まず1点目ですけれども、市道二田追分線の細谷長根から上狼縁間の歩道延長整備計画についてでございます。2点目ですけれども、市庁舎を起点とした出戸・追分地区へのマイタウンバス及びデマンドタクシー等の運行計画についてでございます。3点目、出戸地区コミュニティセンター健康ホール建設計画についてでございます。この3点を質問とさせていただきます。

はじめに、市道二田追分線の細谷長根から上狼縁間の歩道延長整備計画についてでございます。

子どもの安全・安心が叫ばれて久しい中、現在、天王南中学校前から三軒屋地区（藤沢宅前）までは歩道整備がされておりますが、それ以降（細谷地区）には延長されておられません。歩道がないため、細谷地区の小学生は集団登校の行列縦隊の通学が通勤時間帯と重なり、交通量の多い危険で狭い道路端を数回の横断を伴っての通学が余儀なくされております。また、天王南中学生にとっては、わざわざ大回りをして出戸新町地区の通学路を経由して登下校しなければならない状態であり、大幅な時間の浪費であります。さらに、年々交通量も増えてきており、そのような状況の中で数回の道路横断は非常に危険であり（過去に数回の接触事故あり）、事故の危険性が極めて高いことは言うまでもありません。特に冬期間は自転車での通学が禁止されており、父母等の車での送迎が主となり、家族の負担や安全面での担保は計り知れないものがあると思えます。これら

の状況から歩道の延長は地域住民の切願であり、生活が安全・安心で快適なものとなり、お互いに安心できる環境に住みたいと望んでおります。

そこで、次の3点についてお伺い致します。

1つ、平成26年度より国の補助事業として着手、今後国庫補助事業として工事着手予定とありますが、いつ頃着手予定かをお聞かせください。

1つ、測量及び土地買収の進捗状況についてをお聞かせください。

1つ、平成19年度当時の建設課長より都市計画に組み入れたい旨の説明があったように聞いておりますが、現在どうなっているのかをお聞かせください。

続いて2点目でございます。市庁舎を起点とした出戸・追分地区へのマイタウンバス及びデマンドタクシー等の運行計画についてでございます。

市民が生活を維持していくための移動手段として、公共交通は市内外への移動を支える重要な役割を担っています。今後、本市でも少子高齢化がさらに加速し、高齢者等交通弱者の移動を支える地域の公共交通はますます重要視されるものと思われれます。また、出戸・追分地区は世帯数も年々増えており、生活が安全で快適な環境に住みたいとの多くの声を耳にしております。

そこで、次の点についてお伺い致します。

1つ、3月の定例会の一般質問での答弁において、平成31年度から実証運行ができるよう準備を進めているとありますが、現在の進捗状況をお聞かせください。

1つ、運行経路と運行本数はどのように計画されているのかをお聞かせください。

続きまして3つ目の質問でございます。出戸地区コミュニティセンター健康ホール建設計画についてでございます。

国・県はもちろんのこと、潟上市でも健康寿命の延伸を図るための各種事業に積極的に取り組んでいることは言うまでもありません。生きがいをもって安心して暮らせる健康長寿社会の実現には、健康で生活できるよう、市全体として環境整備に取り組んでいくことが必要です。また、潟上市では現在、若年層の定住化を図るため、企業誘致による雇用の場の確保及び教育・文化・体育施設の整備、さらに道路・公園等生活環境の整備を積極的に実施しております。

さて、出戸地域住民にとって出戸地区コミュニティセンターは、文化・スポーツの活動拠点であるとともに、地震や大規模風水害等による災害時には地域住民の避難及びその誘導等のかなめとなる重要な施設です。しかしながら、同コミュニティセンターは建

設から既に41年が経過しており、耐震性等に大きな問題を抱えていることから、安心して行政サービスを提供できる状況にありません。地域の人々が誰でも気軽に立ち寄り、笑顔で触れ合い、絆を深める場であるとともに、生涯学習や地域福祉、災害等の拠点としての役割を担う新しいコミュニティセンター建設を大望する声が高まっております。

そこで、次の点についてお伺い致します。

1つ、建設の有無を含めて計画はどこまで進んでいるのかをお聞かせください。

1つ、進捗次第によってはいつ頃着手予定なのかをお聞かせください。

1つ、どれくらいの規模（床面積等）なのかをお聞かせください。

以上3点について宜しくお願いします。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉正生） 14番菅原秀雄議員の一般質問の1つ目「市道二田追分線の細谷長根から上狼縁間の歩道延長整備計画について」お答え致します。

市道二田追分線に関する3つのご質問について関連するものであるため、一括してお答え致します。

本路線の改良拡幅及び歩道設置については、現交通量から鑑みると幅員も狭く、また歩道が未設置であることから、合併前に一部歩道を設置した経緯があります。市としましても、幹線道路でもあること、また、通学路として利用している状況、さらには地域の要望もあることから、安全な車両と歩行者の通行を確保するため改良計画を策定しました。現在は、国庫補助であります社会資本整備交付金で事業を進めております。

現在の事業進捗状況と致しましては、ご質問にありますとおり、平成26年度より前段に述べました交付金を利用し路線測量と詳細設計に着手し、道路に関する測量及び詳細設計は完了しております。また、用地と物件等の補償に関する測量調査におきましては、平成27年度から一部着手しております。

今後についてですが、平成31年度以降に地域住民や該当する地権者に対して説明会等を開催し、あわせて用地・物件補償の協力をお願いしたいと考えております。また、工事の着手時期につきましては、今のところ用地等の協力が得られた箇所から順次進めてまいりたいと考えておりますので、具体的な時期についてお示しできる状況にないことをご理解願います。

市と致しましても、二田追分線の改良事業が地域の安全・安心な交通の確保、ひいては発展に寄与できるよう、早期事業の進捗、完成を目指し努めてまいりたいと考えてお

ります。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 14番菅原秀雄議員の一般質問の2つ目「市庁舎を起点とした出戸・追分地区へのマイタウンバス及びデマンドタクシー等の運行計画について」お答え致します。

ご質問の1点目「出戸・追分地区へのマイタウンバスまたはデマンドタクシーでの実証運行の現在の進捗状況について」と、2点目の「運行経路と運行本数の計画について」は、関連がありますのであわせてお答え致します。

現在の進捗状況であります。追分ナイス付近もしくは追分駅を起点に市道二田追分線から出戸地域を經由し、市役所、天王グリーンランドを目的地とした運行経路を検討しており、乗降場所、運行本数を含めた実施計画案を作成し、道路運送法上問題がないか、運輸支局や県交通政策課等と確認作業を行っております。また、運行形態はデマンド型乗合タクシーを導入するのか、小型車両による定時定路線のマイタウンバスを導入するのか、運行経費を試算し比較検討を行うとともに、国等の活用できる補助事業がないかなど検討を行っている状況にあります。

今後は、より具体的な運行実施計画案を作成し、法定協議会である潟上市地域公共交通活性化協議会で協議・承認を得ることが法律で規定されております。その後、道路運送法に基づく事業計画を運輸支局に提出し、運行許可を得ることで実証運行が可能となります。実施時期につきましては、周知期間等も考慮し、平成31年10月からの実証運行開始を目指しております。

○議長（西村 武） 菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） 14番菅原秀雄議員の一般質問の3つ目「出戸地区コミュニティセンター健康ホール建設計画について」お答え致します。

菅原議員のご指摘のとおり、出戸地区コミュニティセンターは出戸地域の文化・スポーツ活動の拠点として昭和52年に建設され、築41年が経過致しました。また、ここ5年間の平均利用者も年間約1万5,000の方が利用されており、出戸地域の活発な活動がうかがえるところであります。

平成26年9月の定例議会に「出戸地区コミュニティセンター健康ホール建設について」の陳情書が提出され、趣旨採択されております。また、コミュニティセンター用地につきましても、平成29年度に市へご寄附をいただき、地権者の皆様並びに出戸新町地

域の方々に感謝をしておるところでございます。

菅原議員からは施設整備に向けて3点のご質問をいただきましたが、市と致しましては、これまでの経緯を踏まえ、財政等の状況を考慮しながら、ご期待に添えますように検討してまいりますので、ご理解くださるよう宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 14番菅原秀雄議員、再質問ありますか。14番菅原秀雄議員。

○14番（菅原秀雄） まず第1点目の二田追分線云々のことについてでございますけれども、先ほどの答弁ありがとうございました。この中で二、三、ちょっとまだ要領がつかめてないといえますか、はっきりしてない部分があったように私は感じましたので再質問させていただきますけれども、まず一つ、財政確保に問題があるのかなのか。それと、財源確保かな。2つ目に、31年度以降の整備見通しをもう少し具体的に示していただければありがたいな。もう一つ、もう一度具体的起点、ナイス云々からという話がありましたけれども、起点と終点ですね。私、経路及び時間云々という話もしたはずですが、ごめんなさい、先ほどの部分的に解決してる部分があるとか、具体的にどこをやろうということは言えませんというような答弁ありましたよね。どこからやるとかですね。もし差し支えなければ、そこら辺も全体的に教えていただきたい。それと、費用を考えて、今部分的な話もございましたけれども、3年から5年くらい年次計画を立てて300メートルもしくは500メートル刻みぐらいで着工してはどうかなというふうにも考えますけれども、そこら辺も含めてご答弁願えればと思います。

○議長（西村 武） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉正生） 菅原議員の再質問にお答え致します。

まず1点目に事業の財源確保という形で申されましたが、このことにつきましては、現在同じ社会資本事業で実施している箇所がありますので、そこが平成30年度で終了する予定であります。ですので、この事業につきましては同程度の規模で進めることができるのではないかと考えております。

それから、31年度以降の具体的な事業はどうなるのかということですが、31年度以降につきましては、まず工事を始めるにあたっては用地の確保が先決となります。ですので、31年度は用地買収を行う形になるかと思っております。ただ、実際に用地買収ができるかというのは31年度予算に計上した後という形になりますので、その状況を勘案しながら進めることになるかと思っております。

それから、起点と終点でありますけれども、起点につきましては、細谷長根地区、三軒

屋排水ポンプ設置箇所交差点から細谷ことぶき荘入り口交差点を予定しております。

それから、事業の進捗、3年から5年の年次計画でということでお話しされましたが、このことにつきましては既に一部完了しているところの歩道がありますが、そちらの方、大体1キロメートル弱で事業が4年かかっております。こうした経緯を踏まえますと、今回想定している延長が2キロ程度と想定しておりますので、単純に3年から5年のスパンでおさまるかどうかというのは不明なところがございます。しかしながら、財源の、国庫補助事業ですので、そちらの方の予算の配分のつき次第で、若干ですけれども施工年度が短縮される可能性はあろうかと思えます。

○議長（西村 武） 14番菅原秀雄議員。

○14番（菅原秀雄） 答弁ありがとうございました。もう一つだけですけれども、何年かかるか極端に言えばわからないと。ただ、31年度から、早いか遅いかは別としてスピード感をもってやってくれるという答弁と聞かせていただきました。ありがとうございます。

ちよっともう一つ確認ですけれども、数年前に都市計画法の34の11がございましたけれども、これの改定によって今回の歩道の延伸というか道路の拡幅も含めて、意味での行動が早まったのか、それともそれとは全く関係なしにこれが進め、補助金の関係なのか、ここをもう一度お聞かせ願えれば助かります。

○議長（西村 武） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉正生） ご質問にお答え致します。

今回の事業は道路計画に基づくものでありますので、3411とは関連性はございません。

○議長（西村 武） 14番菅原秀雄議員。

○14番（菅原秀雄） そうすれば、1点目はある程度わかりました。是非早期着工であり、早期終結に向けて進めていただければありがたく思います。

2つ目なんですけれども、先ほどデマンドタクシーもしくはマイタウンバスの話でしたけれども、ナイスから市庁舎云々という話ありましたけれども、ちよっと私よく聞き取れなかったんですが、その経路をもう一度、二田追分線の道路をまっすぐ行くのか、それともどっかから、出戸新町の今通学路に使われてるちょうど男鹿街道、県道男鹿線と今言った二田追分線の間あたりにある道路を経由するのか、そこら辺もちよっと見えない部分があったように思いましたので、再度確認をしたいと思います。

もう一つは運行時間云々ですけれども、1日何便走らせる予定なのか。それと、さら

にその時間帯によっては天南中の生徒たちが登下校にも使えるのではないかなというふうに、これは先ほど通学路の件でも天南中生が云々という、冬場は特に自家用車といただきますか父母の皆さんに送り迎え云々という話もさせていただきました。ここの部分ちょっと関連性がありますので、これも含めて答弁願いたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

マイタウンバスの経路であります、ナイスから西高の方面に向かいます。その西高の交差点から右折をします。そして元のポリテクといいますか、あそこの十字路に出まして、それから左折をします。左折が、その路線が二田追分線になるわけですけども、そこをまっすぐ行きまして三軒屋の踏切を越えまして、次の交差点ですね、ポンプ場、雨水のポンプ場あるところですが、そこから左折して中の通路を通りまして、また再度、出戸浜駅の手前のところの道路に出まして、また再度、二田追分線に出て左折して、あと鶴沼台のデイリーのところを101号にぶつかって、さらにそこからグリーンランドに向かうというルートであります。ご理解いただけましたでしょうか。いいですか。

あと、運行本数であります、デマンド型の乗合タクシーにするのか、バス運行にするのか、まだ決定してませんが、1日4往復程度、往復で8便というふうに考えております。で、週、デマンド型タクシーの場合は週3日程度、バス運行の場合は既存の路線と同様に週6日の運行を今のところは予定しております。

以上です。

○議長（西村 武） 14番菅原秀雄議員。

○14番（菅原秀雄） 今1日、マイタウンバスの場合であれば1日4往復をみてるということでした。もしそのようになった場合ですけれども、その中には先ほど私の方から話させていただきました時間帯ですね、登下校、まあ下校は別としても、できれば登下校ですけれども利用できるようにしてもらえれば、利用者も多くなるのではないかと。せっかく通してくれるんですから、費用対効果でもありませんけどもそこら辺も考慮していただければありがたいなというふうに思います。

それと経路ですけれども、ナイスから通りまして出戸新町の中を通りまして出戸浜駅前の通り、ちょうど目立った建物がありませんけれども、昔、角に釣具があったところ、今のグリーンサムの杜でしたっけ、あそこの端に出る経路でしょうか、と思いますけど間違いありませんか。ですか。それとも、例えば私としては、もうちょっとあの真ん中

の道路を、その出戸浜駅前に行くその釣具屋さんあったところではなくて、もうちょっと潟上市の庁舎ある方寄りに行きますと突き当たりになります。そこを右折してもらって細谷から新関方面に行く十字路にぶつかりますけれども、あそこに高齢者施設「あゆみ」というところがありますけれども、あそこの十字路にぶつけるといふか抜けた方が利用者数もさらに増えるのではないかなと考えますけれども。何よりも今言った経路が決定なのかどうか、それも含めて再報告してもらいたいんですが、宜しくをお願いします。

○議長（西村 武） 千葉企画政策課長。

○企画政策課長（千葉秀樹） 菅原議員の再質問にお答え致します。

運行経路のご質問でございますが、先ほど総務部長が説明した運行路線につきましては、あくまでもまずマイタウンバスで運行した場合の運行経路でございますが、仮にデマンド型乗合タクシーをした場合は、ここの基本路線から先ほど菅原議員がご指摘したようなところに経由していくという可能性も可能でございますので、まだ今のところはその辺を含めて運行経路も検討中でございますので、本日菅原議員からいただいたご意見を踏まえながらまた再度その運行経路について決定していきたいということで考えております。

○議長（西村 武） 14番菅原秀雄議員。

○14番（菅原秀雄） わかりました。ありがとうございます。是非、後で話した経路でいていただければありがたいなというふうに思います。お願いして2点目は終わりたいと思います。

3点目のコミュニティセンター、健康ホール計画ですけれども、その中に29年度に地域の方から寄附していただいた云々とありますけれども、それのおかげもあってか事業に着手できそうな話を聞かされまして本当にありがたいなというふうに思っております。

ちょっと確認ですけれども、この施設の面積、それと、どういう施設なのか。例えば今最近流行りといいますか、多面的機能重視の施設になるのか、または運動及び健康志向重視の施設になるのか、どちらかで計画してるのかをお教えいただければ助かります。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまの再質問にお答え致します。

先ほど教育部長からありましたとおり、今その前向きにそこを検討してるという段階で、その面積等については後で担当部長の方から答えてもらいますが、どういう機能をもたせるか。で、今菅原議員からあったその「健康ホール」という名前が仮についてお

りますけども、こういう趣旨にするかどうかというのはまだ白紙の状況でございます。それともう1点確認ですが、前向きには検討しますが、見通しとして今何年度からかという見通しはまだ立っておりません。と申し上げますのも、私どもまず議会の方に今提案しているのは、いわゆる天王こども園ということと、それから天王公民館の整備ということで一度ご相談申し上げております。そしてさらには、公共施設の全体的な方針を今定めておりますので、そういったものが揃って私どもとしてそういうものが適当であるかどうかということ判断させていただいた後に、議会の方にお諮りしてまた検討するという運びになります。ですから、私どもとしては、こういうものは計画にあるし、そして課題であるというものは十分捉えておりますし、そして地域の願いとしてできるだけ早くというご要望も承っております。それはわかっておりますけれども、そこあたりは何度も申し上げますとおりに限られてる資源の中の配分ということで、緊急性と、それから重要性に鑑みてどこを先にやるかということも議会の皆様とご相談しながら今後検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 14番菅原秀雄議員。

○14番（菅原秀雄） 市長、答弁ありがとうございます。非常に聞きやすい答弁でございます。ただ、ちょっときつい言葉ですと優先順位があるというようなふうに聞こえたのは私だけでなかったのではないかなというふうに最後の言葉で思いました。そこで、もう一言ですけども、先ほど総務部長の説明の中で、このコミュニティセンターの利用状況1万5,000人、年間1万5,000人云々とあったように、あっ、教育部長からの説明であったように聞いてますが、先月の15日でしたか、報告会、議会報告会の中で資料がついておりまして、一番下の方に戸地区施設利用状況という別紙が多分入っております。それ議員の皆さんに渡ってると思っておりますけれども、それを見ますと、去年は2万人強。ことぶき荘も合わせれば2万5,000人から2万6,000人の利用者があるというふうについてました。で、私も過去のデータを調べてみますと、コミュニティセンターだけでやはり2万人ぐらい毎年利用してるようです。あっ、コミュニティセンターだけですね。ということで、非常にこう人口密度も高い、各家々の密集も高いという観点から、さらにその周辺、細谷地区ももちろん、戸新町もそうですけども世帯数が微増ではありますけれどもまだ増えております。その地域ですので、是非前向きに検討していただければ、もちろん優先順位は大事ですけどもそこも踏まえて検討していただ

ればありがたく思います。これまず一つ。

最後に、最近国会等において「拙速」という言葉が使われるようになってきましたけれども、今日私が質問させていただきました3点については、拙速すぎるということはないと思いますので、是非スピード感をもって行動してもらえればありがたく思います。ということで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって14番菅原秀雄議員の質問を終わります。

（「休憩」の声あり）

○議長（西村 武） じゃあ、50分まで休憩します。

午後 2時39分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

3番菅原理恵子議員の発言を許します。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） お疲れ様でございます。また傍聴席の皆様、午前中に引き続き大変にご苦勞様でございます。

それでは、通告文に従い、大きく3点にわたって質問したいと思います。

大きな1点目、地域の防災力向上について。

自然災害が激甚化し多発する中で、命を守る対策のさらなる充実・強化が求められております。そこで地域の「自助」や「共助」が重要となってきます。7月6日の土砂災害で全集落が土砂に埋もれた広島県坂町水尻地区では、毎年、土砂災害を想定した避難訓練が行われており、今回の災害でもほぼ訓練どおりに行動したことにより、「避難指示」が出される前に避難が完了しておりました。避難行動で最も重要なのは、「自分」の意思決定とそれを支える「地域」の存在であります。災害が起きたときにリスクを過小評価しないよう、地域で声をかけ合い助け合うことでリスクを客観的に判断し、避難できる体制をつくる必要性があります。

2013年6月に災害対策基本法が改正され、「地域防災計画」が施行されました。地域に住む人々が自分たちの地域特性に応じた防災計画を策定し、市区町村の一部として提案。今後の普及が注目されております。地域防災計画は、都道府県や市区町村が、防災のため必要な行政対応を定めた計画のことです。国土交通省では、平成26年1月に「国土交通省水災害に関する防災・減災対策本部」を設置し、台風等に伴う大規模な

洪水や高潮による災害を最小化するために、総合的・緊急的に取り組むべき対策を検討してきました。これまでの具体的な取り組みとして、平成26年度から避難勧告等の発令に着目したタイムラインの策定を開始し、570市区町村（平成28年7月時点）で策定しております。タイムラインは、これまで主に国管理河川における水災害を対象に策定されてきましたが、本指針により、地方公共団体管理河川等あるいは水災害以外の災害においてもタイムラインが幅広く普及し、各地域における防災関係機関の災害対応力が向上することを期待されています。タイムラインの策定時には、防災関係機関がとるべき防災行動を整理し、見える化しておくことから、災害時の判断を現場により近い者に移譲することが可能となり、意思決定者は不測の事態の対応に専念できる。このため、災害対応の円滑な実施や災害時の業務量の縮減にもつながります。公助のかなめ「自主防災組織」は、あくまでも地域住民による任意団体であることから、活動内容は地域によってどうしても濃淡があるようです。消防庁のアンケートによりますと、「住民の防災意識が低く、若年層の参加が少ない」、「リーダーなどの人材育成が進んでいない」等、担い手の確保も重要となっております。

以上の観点から、次の点についてお伺い致します。

①女性や障害者に配慮した地域の防災力を高めるため地域防災計画が必要と思われませんが、策定に向けた取り組みはいかがでしょうか。

②防災関係機関の防災行動を時系列に整理して見える化するとともに、事前に整合性をお互いに確認するため、防災関係機関の責任（役割）の明確化、防災行動の「抜け」、「漏れ」、「落ち」の防止が図られるタイムラインの策定についてはいかがでしょうか。

③共生社会の構築は、防災・減災における「共助」の強化にもつながります。そのかなめとして期待される「自主防災組織」のリーダー育成や地域住民の参加促進、実効性ある訓練への支援についてはいかがでしょうか。

④古河市では「自主防災組織」の育成及び防災意識の高揚を図り、防災対策を推進する事業（平常時における防災知識の普及及び啓発活動、防災訓練等の実施に係る費用）に対して補助金を交付しております。本市での補助金についてのお考えはいかがでしょうか。

大きな2点目、広報誌等の無料アプリ配信について。

自治体広報誌も時代に合わせた変化が求められているのではないのでしょうか。広報誌をより多くの方々に読んでいただけるよう、市が毎月発行している広報が電子書籍にな

り、無料アプリ「マチイロ」でスマートフォンやタブレット向けに配信を行っている自治体が増えています。1人当たりのメディアの接触時間の割合は、広報誌を含む新聞・雑誌の紙メディアが8.3%に対し、パソコン・スマホなどのウェブメディアは46.2%となっており、スマートフォンの所有率が伸び続けております。「マチイロ」配信中の県内自治体は、秋田市、男鹿市、五城目町、湯沢市、由利本荘市などで導入しております。アプリをスマートフォンにダウンロードするだけで、通勤途中や隙間時間にいつでもどこでも手軽に広報誌が読めるようになります。「マチイロ」の主な機能は、市のホームページに接続しなくても毎月発行日にお知らせが届き、アプリで広報が読めるので大切な情報を見逃さない。ページめくりや文字の拡大・縮小が簡単にできる。画像の切り取りや保存ができるため、メールへの添付やSNSなどにシェアができます。また、「マチイロ」で配信されている全国の自治体の広報誌も読めるなど、なかなか広報誌を手にする事のない若者世代にも届けることができるようになります。

全戸配布されております「広報かたがみ」、「議会だより」も含め、1人でも多くの方に目を通していただくためにも、全国約600とも言われる自治体で導入している「マチイロ」で広報誌等の配信を検討してみたいかでしょうか。

大きな3点目、認知症施策の推進について。

本年4月から6月の3カ月間、全国の公明党議員で「子育て」、「介護」、「中小企業」、「防災・減災」の4つをテーマに「100万人訪問・調査」運動を実施し、現場の様々なニーズや国民の声に直接耳を傾けてまいりました。共生社会を築く上で切実な課題となるのが単身世帯の急増です。少子高齢化の進展と現役世代の急減に加え、未婚率も上昇していることから、2040年には単身世帯が全世帯の4割近くとなり、このうち45%が65歳以上であると予想されています。それに伴い、社会との関係性が希薄で周囲に頼れる人がいない、「社会的孤立」の増加が懸念されます。こうした孤立を防ぐ社会的な基盤の一つが「地域包括ケアシステム」ですが、「100万人訪問・調査」運動では住民の認知度が全国44.5%にとどまり、本市での認知度は、「聞いたことがない」41%、「中身がわからない」46%となっております。まだ十分に知られていないという結果が明らかになりました。改めて同システムの現状を再点検するとともに、あらゆる機会を通して制度の浸透を図っていく必要性を感じました。包括ケアがスムーズに受けられる体制を構築していかなければなりません。

認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症

施策の推進は極めて重要です。また、認知症施策の推進に当たっては、認知症と判断されても尊厳を持って生きることができる社会の実現を目指し、当事者の意思を大切に、家族も寄り添っていく姿勢に臨むことが重要です。今年9月に「認知症施策推進基本法案」の骨子案が取りまとめられました。基本法が制定されれば、認知症施策のさらなる充実、加速化を目指し、一層の取り組みが必要になってきます。認知症の早期発見に向けて、兵庫県明石市は今年の9月から、市内の75歳以上の高齢者を対象に認知症の診断に必要な検査費用などを助成する事業を始め、注目を集めております。本市における「100万人訪問・調査」運動では、「認知症健診も気軽に多くの人を受けられるようになれば、早期発見・早期治療につながり、在宅で過ごせる人が多くなるのでは。健診の助成・啓蒙の必要性」といった貴重なご意見をいただきました。世界に類を見ないスピードで高齢化が進む中、認知症の人は年々増え続けております。認知症本人や家族に優しい地域づくりが最重要との観点からお伺い致します。

①地域包括ケアシステムの認知度が低いという結果を受けて、制度の浸透を図ることが必要と思いますが、今後のさらなる周知方法はいかがでしょうか。

②早期発見・早期治療につなげるため、認知症受診に必要な検査費用を助成してみたいかどうか。

以上、壇上から3点についてお伺い致します。明確なる答弁を求め、宜しくお願ひ致します。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 3番菅原理恵子議員の一般質問の1つ目「地域の防災力向上について」お答え致します。

ご質問の1点目「地域防災計画の策定について」お答え致します。

議員の通告内容にありますとおり、地域防災計画は都道府県や市町村区が防災のために必要な行政対応を定めた計画であります。本市においては、平成19年3月に策定し、平成23年3月に発生した東日本大震災を教訓とした「災害対策基本法」等の防災関係法令の改正を受けて本計画の修正を行っております。計画の骨組みとして本市の災害対策に関する基本的な方針を示すものであり、実施する細目は、市をはじめとする防災関係機関が別途、個別計画等により定めているところであります。

女性に配慮した地域防災計画が必要とのご提言ではありますが、本計画の中で基本的な考え方・方向性として、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮し

て災害時に活動するよう防災知識の普及・啓発に努めることと定めております。また、具体的に実施する主な細目として、災害時要配慮者避難支援計画を策定し、対策を実施するとともに支援体制の構築に努めております。また、福祉避難所の指定や避難所運営マニュアルにおいては、女性や障がい者に配慮した手引きとして活用しております。

東日本大震災などの大規模災害では、高齢者、障がい者、乳児、妊婦、女性、外国人などの多様な人々の配慮やプライバシーの確保など様々なルールづくりが必要になることが明らかになりました。近年発生した災害の検証結果等を本市の防災対策に反映・改善していく視点に立ち、今後とも防災対策に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目「タイムラインの策定について」お答えします。

平成29年度に、沿岸市町村、秋田地方気象台、県関係機関が連携・協力し、県管理河川を対象として、地域における大規模な氾濫に備えるため秋田地域県管理河川減災対策協議会を設立しております。その取り組みの中で、豊川、馬踏川を対象に防災行動計画、タイムラインであります。を策定し、秋田気象台、県関係機関、市町村間の情報伝達、ホットラインとともに運用を開始しております。

ご質問の3点目「自主防災組織への支援について」と、4点目「自主防災組織に補助金をについて」は、関連しますので一括してお答えします。

自助、共助及び公助のバランスの取れた防災体制を確立することにより、市民が自ら災害や防災への関心を高め、「自分の命は自分で守る」という主体的な姿勢を育むことが肝要と考えております。地域防災を担う主体は住民自身であり、その最も実際的かつ効率的な形態が自主防災組織であります。自主防災組織の未設置地区については、自主防災組織の必要性を説明し、組織化に向け働きかけを行っているところであります。自主防災組織（リーダー）育成については、リーダーを養成する講習会への参加、自主防災組織育成指導者研修会を開催し、さらなる活動の活性化に向け、県内組織との意見交換や参加型・実践型訓練を実施するなどして、参加された方が新しい知識を吸収し、その知識を地域に持ち帰り具体的な活動に生かせるよう支援を行っております。また、地域住民の参加促進、実効性ある訓練への支援については、活動がマンネリ化にならないように各自主防災組織で1人でも多くの方に参加してもらうことを念頭に置き、自治会の運動会、レクリエーションと連動させることや、炊き出しや防災キャンプなどを行うなどして、より多く家族ぐるみで参加できるような訓練を計画し、活動の活性化を図っていただくよう働きかけをしております。

防災対策を推進する事業に対しての補助金であります。市では、自主防災組織育成支援事業補助金交付要綱により補助対象を組織の施設及び設備の購入に定め、これまで組織化された自主防災組織に対し、防災用資機材備品を配備しております。防災知識の普及及び啓発活動では、要望があった自主防災組織へは、秋田県自主防災アドバイザーの派遣や市職員、社会福祉協議会職員による出前講座等を開催し、普及及び啓発活動を進めております。

続きまして、一般質問の2つ目「広報誌等の無料アプリ配信について」お答え致します。

無料行政情報アプリ「マチイロ」は、民間の広告代理店が運営しているもので、導入実績は全国で約600自治体、県内では4市1町が導入しております。導入経費は無料で、インターネットにつながる環境があれば比較的簡単に導入が可能となっております。利用する方はアプリをダウンロードするだけで閲覧できますが、アプリを運営するための広告が表示され、仮に有害な広告の内容であっても自治体側で規制することができず、導入している自治体の例では、「広告について、自治体側は関係ない」旨の但し書きをしているケースもあります。

この「マチイロ」のほかに、インターネット上に無料配信するサービスで「マイ広報紙」というものもあります。パソコンやスマートフォンでお気に入りの広報紙を読むことができ、県内では4市2町が導入しております。こちらも導入費用は無料で、特徴的なところでは、記事ごとにデータベース化されているため、キーワードで検索し全国各地の広報紙から関連記事を一覧で表示し、まとめて読むことができます。広告の配信はなく、現在、スマートフォン専用アプリを開発中とのことであります。

現在、広報かたがみは潟上市ホームページから閲覧でき、スマートフォンからも閲覧が可能となっておりますが、このようなサービスについては以前から調査・検討しているところでありますので、導入に向け前向きに検討していきたいと考えております。

○議長（西村 武） 伊藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（伊藤 巧） 3番菅原理恵子議員の一般質問の3つ目「認知症施策の推進について」お答え致します。

まずはじめに、地域包括ケアシステムについてご説明致します。

地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目処に、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができますよう、医療・

介護・予防・住まい・生活支援、これらが一体に提供される体制づくりのことでございます。今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、その対策もこのシステムの中に組み込まれてございます。このシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基つき、地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要とされております。つまりは、全体のフレームは国で示しますが、それぞれの地公体でオリジナルティーをもってつくり上げていくシステムだと、そういうことでございます。

さて、ご質問の1点目「地域包括ケアシステムの今後の周知方法について」お答え致します。

本市では、地域包括ケアシステムにつきましては、市の広報・ホームページへの掲載のほか、各地区での自治会・老人クラブ等を対象に実施しております介護予防学習会や、介護予防ボランティア養成講座等の機会を捉えまして、システムの内容をできるだけ具体的にわかりやすく説明し、理解していただけるよう継続して実施しているところであります。

平成27年度の介護保険法の改正では、地域支援事業として「在宅医療・介護連携推進事業」が市町村で取り組む事業として追加されております。この事業を推進するため、潟上市の地域ケア会議の9つの専門部会において事例検討や情報共有を行っております。平成29年度には、地域ケア会議と呼応する組織として「潟上市在宅医療・介護連携推進会議」を設置しております。委員と致しましては、医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、介護支援専門員、社会福祉協議会、民生委員さんを委嘱致しまして、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築に向けまして推進会議を実施しております。これによりまして、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者の方へ、スムーズに医療、介護サービスが提供できる体制づくりを進めているところであります。地域包括ケアシステムを構築する個別の事業の進捗状況につきましては、先ほど申し上げた介護予防学習会などの機会を通じ、市民の皆様に広く周知するよう努めてまいります。

次に、ご質問の2点目「認知症受診に必要な検査費用の助成について」お答え致します。

はじめに、本市の認知症施策についてご説明致します。

認知症を早期発見するための事業として、平成26年度から認知症サポート医によります「もの忘れ相談会」、これを年7回開催しております。相談会では、サポート医が面談し、認知症が疑われる方へは、認知症疾患医療センター等の専門医療機関への早期受

診を勧めております。平成27年度には、「潟上市認知症ケアガイド」、国では「ケアパス」と呼んでますが、潟上市は「ケアガイド」という呼称でございます、の冊子を全戸配布致しまして、認知症の早期発見のポイント、進行の程度に対応した支援・サービスについて市民の皆様にご周知しております。また、平成28年度には、「認知症初期集中支援推進事業」と致しまして、認知症が疑われる方や医療・介護サービスへつながっていない方、または家族を対象に初期対応を包括的・集中的に行うため、「認知症初期集中支援チーム」を発足させまして体制整備を致しております。さらには、地域包括支援センターの相談業務におきまして、認知症に関連する相談を受けた場合は、「もの忘れ相談会」を紹介致したり、認知症初期集中支援推進事業の対象者として取り扱うなど適切に対応しております。

認知症施策につきましては、現在の第7期の介護保険事業計画のメニューの一つとして各種事業を実施しているところであります。

お尋ねの検査費用の助成につきましては、現在、国の補助対象事業とはなっておりません、第7期の計画、これは3年間がワンスパン、30年度から32年度まで、この期間は実施できないということになっております。したがって、次期事業計画の策定のときに改めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員、再質問ありますか。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） ご答弁ありがとうございました。1の①なんですけれども、平成19年3月に策定し、23年11月に修正をしているという答弁をいただきました。秋田県のホームページから拾ったのですけれども、潟上市について、この地域防災計画というのが出てこなかったんですね、ホームページに。これはどういうことかなと思ひまして、その点ちょっと1点お聞きしたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

実際そのものというのは、このようにこうつくっております。でありますけれども、県の方のホームページに出てこなかったというのはこちらで認識しておりませんでしたので、県の方に確認しないとちょっとわかりませんので、この後確認してみますので宜しくお願いします。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子）　そうですね、これ大切なもので、やはり市民の生命・身体・財産を保護するというを目的に、被害を最小限に食いとめることが目的ということで、これ本当に整合性を図りながら近隣市町村では策定済みだったのかなと思ひまして、ただ先ほど言いましたようにホームページにはちょっと載ってなかったので、本市としてはどういうお考えなものかなということでもちょっと質問させていただきました。できるといふことであり、安心致しました。

それで、基本的にはそれこそニーズに配慮して啓発に努めていくというようなそういう答弁もありましたけれども、多種多様な人々に対しての対応が明確になりましたという答弁でありましたけれども、この明確になったということで、これについての計画というのは再度お聞きしたいと思ひます。宜しくお願ひ致します。

○議長（西村　武）　菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁）　ただいまの質問にお答へします。

地域防災計画につきましては、大まかな大枠の計画でありまして、例えば一つの個別の計画につきましては細かく計画を策定することとなっております。例えば災害時の職員の初動マニュアルなんていうのもまた個別につくってありますし、そのほかの対応のマニュアルも個別につくることとなっております。

以上です。

○議長（西村　武）　3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子）　個別的にということでも女性や障がい者に配慮した防災計画ということで、再度これ随時見直しをしていくという機会もあると思ひますので、それについて宜しくお願ひしたいと思ひます。

②のタイムラインについてでございますけれども、このタイムラインというのは、最大利点は先を見越した早めの行動が可能になる。自然災害は激甚化しつつあるだけにタイムラインの策定は重要であります。国交省は、タイムラインがあれば判断に迷うことなく被害の最小化に有効と話しております。平成29年度、連携機関で秋田県地域減災対策を結成している。これはそれこそ私もホームページで存じ上げておりますけれども、それに対して豊川のホットラインをというような、ちょっとここ聞き取れなかったんですけれども、再度答弁いただきたいと思ひます。

○議長（西村　武）　菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁）　質問にお答へします。

秋田県地域県管理河川減災対策協議会におきまして、その取り組みの中で豊川、それから馬踏川を対象にタイムラインを策定して、秋田气象台、県関係機関、市町村間の情報伝達でホットラインとともに運用を開始しております。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 本市にある馬踏川、豊川が、それこそホットラインとともに運用しているという答弁でありましたので、やはりこれ時系列が必要ということで、この時系列に関してはどのようなお考えでしょうか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 質問にお答えします。

例えば気象庁から発表される気象情報等が発表されます。それがまた県の方につながりまして、で、県の方で対応をします。それがまた県と潟上市と相互のやりとりをしまして、それぞれの自治体での役割のとおり、まず気象庁の警報等によりましてそれに対応する形になっております。それで市としましては、それに基づいて住民等避難勧告など情報を伝達するようにつながりになっております。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） ③の自治防災組織の方に移りたいと思います。それこそ参加型の自主防災を行っているということでありましたけれども、これやはり地域によって濃淡というのはあると思うんですね。やはり全然機動してないところというところもあるし、本当に積極的に行っているところもありますけれども、先ほどの答弁で、運動会、レクリエーション等、炊き出し等々で行うように働きかけているということでありましたけれども、これは毎年の避難訓練やっているとときに通知を出しているのでしょうか。その辺ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 質問にお答えします。

活動がマンネリ化にならないように、自治会の運動会、レクリエーションに連動させることや、炊き出しや防災キャンプなどということではありますが、炊き出し等は防災訓練等でも行ってますし、あと各種、何と申しますか講習会等は、各防災組織から連絡とか要請がありましたらこちらから出向き、研修会の開催等行ったりしております。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 炊き出し等は防災訓練等でやっているというんですけれども、これは自主防災組織での炊き出しはやっているのかどうなのかという点についてお伺い致します。

○議長（西村 武） 米谷総務課長。

○総務課長（米谷裕二） ただいまの質問にお答え致します。

自主防災組織でも5月の市の防災訓練に合わせて、天王地区の自主防災組織では炊き出し訓練を行っているところもありますし、ほかの地域でもその炊き出し訓練を行っているところはあります。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） これ地域によってそれこそ差があると思うんです。それをどのように行政で指導していかれるのでしょうかという点と、先ほどリーダー育成、リーダー講習会の参加等もあっせんしてるというか推進してるというような答弁ありましたけれども、これは全自主防災組織にそういう通知を出してるものでしょうか。その点お伺い致します。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致しますが、ご質問の内容は、そういう運動会とかレクリエーション大会でそういう炊き出し等の訓練も合わせて行ってほしいという周知の仕方をお伺いのことかと思いますが、うちの方としましてあらゆる場面を通じて今後もそういう周知をしていきたいということで、現在のところそれを完全にこう自主防災組織に対して周知してるという状況にはないので、あらゆる場面、自治会長会議等もございますし、あらゆる場面においてそういうことを周知していきたいと考えております。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 共助のかなめ「自主防災組織」を、本当に高齢化が進む中で、いかに地域住民による協力体制をどう構築していくかというのが課題でありますので、その点も踏まえ、ご指導のほどをお願いしたいと思いますので宜しくお伺い致します。

④の自主防災組織活動補助金についてでございますけれども、アドバイザーを呼んで

普及・啓発を行っているということで、現在、この補助金については考えていないという形でよろしいのでしょうか。そういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 質問にお答えします。

補助金につきましては、活動経費は補助対象外としております。補助対象扱いとする場合は、補助率、補助金の上限額、補助金の交付回数などいろいろ各種検討しなければなりません。今後は、防災訓練を開催する場合は、トレイクかたがみに防災備蓄庫ありますけども、ここの共同備蓄品の提供をいただけるということで、この何といたしますか、その備蓄庫にあるものを活用しながら費用の軽減をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまの答弁に対してちょっと補足させていただきますけども、補助事業に対しては、補助してる部分については施設整備、それから設備の購入に定めて現在行っているところで、その活動に対して補助をしておりません。ですから、今のところは活動に関しては自前でやっていただいているという状況でございますけれども、ただいま総務部長から話しましたとおり、今補助対象にしようとするならば、今おっしゃったような補助率、補助金の上限などいろいろ回数等定める必要があると思いますが、現状は補助対象とはしていないと。今後検討の材料とさせていただきます。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 通告文にありました古河市では補助金を出しております。それは何かというと、先ほど言ったように期間とか金額とか決めないといけないというような答弁でありましたけれども、こういったものを参考にして是非防災組織に補助金を出していただきたいなと思います。ちょっと、1点ちょっとだけ紹介したいと思いますが、説明会、古河市では自主防災組織を何ですか形成するというんですか立ち上げる時の説明会の開催、普及・啓発資料の作成、先進地調査、防災カルテマップの作成、その他に対しての必要な経費を10万円を限度としてやっております。それでまた平常時における防災知識の普及及び啓発活動、防災訓練等の実施に係る費用の2分の1以内の額、3万円を限度として補助金などを交付しております、というような、やはりそういうものがあって前向きな姿勢で自主防災組織も賄っていけるというか、行っていけるのかなという思いもありましたので、是非そういうものを参考にして補助金というものを

出していただければなと思います。この点について宜しく願いして終わります。

大きな2点目、無料アプリ配信についてでございますけれども、ホームページから閲覧できるということでした、広報ですね。で、以前から調査・検討してるので前向きに検討していくというような答弁がありましたので、是非これ実現に向けた前向きな検討をしていただきたいなと思います。宜しく願いします。この2点目に対しては終わります。

3点目の認知症施策についてでございますけれども、その中の①番、今後の新たな取り組み方ということについて私はお聞きしております。今の答弁でありますと、市の広報・ホームページに掲載され、自治会・老人クラブ開催時にシステムの内容をわかりやすいよう説明・継続していくというような答弁でありましたけれども、新たな今後の取り組み方はいかなるものでしょうか、再度お尋ね致します。

○議長（西村 武） 伊藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（伊藤 巧） 再質問にお答え致します。

ケアシステムの周知の新たな方法という質問趣旨でしょうか。先ほど私答弁の中でケアシステムの内容をご説明させていただきました。で、ケアシステムとはあのようなものですと、そういう体制を構築するものですと。で、重層輻輳しておりますので非常に多岐にわたる内容となっております。それを新たに周知・広報という手立てとしては、先ほど答弁したとおりの繰り返しになります。新たなものは現在考えてはございません。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） アンケート調査の結果を受けて、このケアシステムというのが認知度が低い。今までどおりだと横ばいだと思うんです。それに対してのやはり周知方法を新たな取り組み方、そのシステム自体は私自身理解しておりますけれども、ただ地域住民にこのケアシステムをどのように普及していくか、わかっていただくかということで孤立化を防ぐというようなことにつながっていくと思いますので、その点について再度お伺い致します。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

地域包括ケアシステムの認知度が、菅原議員さん方がお調べになったもので認知度が低いと。認知度が全国で44.5%で、本市では「聞いたことがない」が41%、「中身がわ

からない」が46%ということは、「聞いたことがある」という人は59%、「中身がわかる」という人が54%いるということです。で、この数字を低いととるか、それとも高いととるか。そしてもう一つ、ここは後でお教えいただきたいんですけども、この「地域包括ケアシステム」という言葉、非常にまだまだなじみの薄い言葉。ただその中であるサービス、介護であるとかそういったものについては、多分そういったサービスがあるということは住民の方々のご存じだと思うんですね。そして先ほど市民福祉部長申し上げたとおり、非常に大がかりな、そしてサービスも多岐にわたるもの、これのいわゆる名称を知ってるかどうかというものもしアンケートなのであれば、多分このぐらいの認知度が、今私もそうだなと。高いとは決して思ってません、決して。ただ、議員が多分おっしゃりたいことは、このサービスがあってそれをご利用いただけるんですよということを市民の皆様に広くもっと深く認識してもらいたいということだと思っております。それについては今もやっておりますが、今やっているそのお知らせが果たして市民の方々にきちんと届いてるかどうかということをもう一度、そのやり方がひょっとしたら、非常に福祉の世界、専門用語も多うございます。私自身も毎年違う言葉が出てきて戸惑う場面もあります。そういったものも含めて、どういう周知のあり方がいわゆるご高齢の方々に届くのかということなんだろうと思っておりますね、突き詰めて言うと。ですので、今申し上げた、市民福祉部長申し上げた答弁のとおりなんですけど、やってみることはやってみるけどもその中身はどうなんだということは、それはやはりその担当ごとに検証していかなければならないこと。で、多分そういうご指摘であろうと思っておりますので、そういった点について配慮を申し上げながら、またこの包括ケアシステム、そのサービス内容等について周知を図ってまいりたいと思います。

○議長（西村 武） 3 番菅原理恵子議員。

○3 番（菅原理恵子） フォローしていただきながらの答弁、誠にありがとうございます。

最後に、認知症検査費用の助成について移りたいと思います。明石市ではMRIによつての画像検査費用、1人最大7,000円の検査費用を助成しております。初診料からMRIに対しての助成ということで7,000円。また、尾張旭市では、10分間の電話検査でMRIを発見できるという検査を無料で行っているそうなんです。やはりこれ病院に行つて検査してくださいというのでは、やはり抵抗があると思っております、まだまだ。それが電話一本で認知症、MRIの判定ができるなら、手軽で抵抗も少ないのではないのでしょうか。こういったようなやはり先進事例というんですか、事例はその市町村の大き

さとかはそういうのは一切関係ないと思うんですね。よいところをやはりとって、市民の安心・安全というか、市民が暮らしやすいそういう市づくりのために先進事例のそういうものをやはりとっていかなければいけないんじゃないかと思いますので、やはり助成していくことも大切だと思いますけれども、その点について再度お伺い致します。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまの再質問にお答え致します。

先ほど市民福祉部長が申し上げたとおりなんですが、市民福祉部長も、次期事業計画の策定時に検討していくと。で、この現在の7期は、先ほど説明があったとおり平成30年から32年まで。その費用負担も含めてですね、一応かちつとした制度で進んでいるわけです。ですので、我々としてはその明石の事例、今お教えいただきましたけども、そういうものも含めて、果たしてそれが可能かどうかも含めた検証をしていきながら、ただタイミングとしては次の7期の後ですから8期の計画の策定のときに検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） ありがとうございます。次期計画時期に是非前向きな検討をして導入していただきたいと思いますので、その点宜しく願いして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって3番菅原理恵子議員の質問を終わります。

○10番（佐藤義久） 議長、動議。

○議長（西村 武） 内容どうですか。

○10番（佐藤義久） 会議規則の遵守について、発言の撤回についてでありますけども。

○議長（西村 武） あの。

○10番（佐藤義久） 賛同者おりませんか。

○議長（西村 武） 個人の、一般質問の件ですか。一般質問の件。

○10番（佐藤義久） はい。

○議長（西村 武） 理由をまず話してください、じゃあ。

○10番（佐藤義久） 今日の午前中の笠議員の発言でありますけども、品位を著しく損ねるような発言があったとっております。議長の許可でされたことでありましょうが、いま一度会議を開いて議事録より削除する会議を開いていただきたいと思いますが、い

かがでしょうか。

- 議長（西村 武） だからあの・・・この動議については、まずどこの部分だかもよくわからないしね、それと動議の場合はですよ、この案を備える動議というのは、要するに賛成者もいなきゃいけないです。ですから、この一般質問は個人の審査とまた違いますので。佐藤議員、ですから先ほどの鑑 仁志議員の、どこが悪いのかですね。
- 10番（佐藤義久） 私がチェックしたところだと、6枚中4ページの下から2行目、まあ人から言われたことでしょうか、「このざまか」とか、それから次のページの「非常勤職員に手出し・口出し無用なのですか」と、「いさかいが生じたことも耳にしています」とかという発言が非常に品位を損ねるような感じがしますので発言したわけです。
- 議長（西村 武） 議長からお答えしますけれども、これ一般質問というのは議案の審査と違いまして、これは個人の発言なんですね、議員の個人の発言で許されているわけですよ。それで、今回もまあ少しそういうことがありましたけれども、これは受け付けて議会運営委員会でもこの内容等を審査しておりまして、今回は、例えば受け付けができないというのは、要するに他人の中傷をしたとか、あるいは議場に無礼な口をきいて著しくその議場を何だ、おとしめた、そういう理由があってこそ受け付けはできないけれども、それにも該当しないようでしたのでそれは議長も受け付けしましたし、議会運営委員会でもそのことは通して認めておりますので。

（「休憩」の声あり）

- 議長（西村 武） 暫時休憩します。

午後 3時47分 休憩

午後 3時57分 再開

- 議長（西村 武） 休憩前に引き続きまして会議を再開しますけれども、先ほど言ったように佐藤義久議員の動議に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（西村 武） この動議に賛成の方が1人おりますので、動議が成立しております。じゃあ、この動議に、動議の決定に賛成する方の起立を求めます。

（「議長、議事運営について」の声あり）

- 議長（西村 武） 議事運営という言葉はないので。

（「議長の言うように進めてください」の声あり）

○議長（西村 武） はい。

じゃあ・・・

（「公平でない」の声あり）

○議長（西村 武） ちゃんと公平にやっていますよ。不規則発言をしないでください。

ただいまの動議について、動議はもう既に提出されておりますので、理由も述べましたので、この動議について賛成の方は起立願います。

（「そういう段階でない。進め方間違ってる」の声あり）

○議長（西村 武） 先ほど佐藤義久議員から今のこの動議について説明があったでしょう、だって。だからこの動議について、あとは賛成か反対の起立だって、だからね。

（「議長、議題について賛成か反対かでしょ」の声あり）

○議長（西村 武） よろしいですか。もう一度話します。先ほど佐藤義久議員から動議の理由について説明がありました。そして賛成者も1人いて動議は成立してるわけですよ。ですからこれを議題にするかしないかを私は今諮ってるんですよ。じゃあ、この動議について賛成の者の起立を求めます。

（「ちょっと待て」の声あり）

（「会議規則どおりやっているんでしょう」の声あり）

○議長（西村 武） やっています。

（「議題として認めるか認めないかの」の声あり）

○議長（西村 武） その採決がしなきゃいけないんですよ。

（「進めてください」の声あり）

（「議事進行上の異論ありますから認めてください」の声あり）

○議長（西村 武） 認められません。議事進行の場合は、議事進行の理由を言わなきゃいけないんだもの。

（「その理由言うから」の声あり）

○議長（西村 武） 今議事運営って言ったけれど、議事運営って言葉はないんだって、だから。

（「議事進行上の発言は認めてください」の声あり）

○議長（西村 武） じゃあ、その理由を述べてください。

○13番（堀井克見） 今、動議が出たでしょ。で、動議の賛成者出た。で、この動議は成立したわけだ。そうすれば、このきちっと精査しなければだめだって、その内容を。

ただ賛成か反対かという乱暴なやり方しないで、これ全体が今何点かのこと指摘してるわけだから、佐藤議員ね、発言者。だとすれば、これが本当に不穏当なのか、でないのかも含めて、これを全体を丁寧に精査する機会をあなた議長としてやはり設けなきゃだめだ。そしてそれはなにかっていえば、まさに議会運営を司る議会運営委員会というのがあるわけよ。それにきちっと精査してくださいと。その上で議会運営委員会の報告を聞いて、そして議員諸君に対してこれは動議として議案として認めるか否かという諮るのが、この権威ある本会議場のものの進め方だ。物の本見てみなさいよ。こういうね、ただ数で封じ込めるとか、だつてわからないでしょう、内容精査してみないと。何点か言ったでしょう。だからそういうふうにして議会運営委員会でこれ問題なしということになれば、それはそれでいいわけですよ。そしてその報告を受けて議員諸君が意思表示をすると、これが本会議場のあまりにも当たり前なやり方なの。で、これやらないと、いびつな議会と言われることになっちゃいますよ。なぜそれをあれですか避けるんですか。わからないわけでしょう。もう一回、議会運営委員会ってそのためにあるんですよ。議会運営委員会の上に則ってあなたの議事整理権というのは発生してるんですよ。わかりますか。

○議長（西村 武） はい、どうぞ、ほかに。

○12番（藤原典男） まず動議としては成立しましたけれども、この動議がじゃあちゃんと議論する値になるのかどうなのかというふうなことが最初皆で決めなきゃいけないと思うんです。その際に議題とするか、動議としてはまずあがったんだけど、議題としていいのか悪いのかというふうなことを皆に諮るのがまず最初でしょ。

それで賛成多数であれば議題として議論していくし、賛成少数で議題としてあげないとなればあとそれで終わりなんです。そういうふうな諮り方でしょ。

○議長（西村 武） そういうことですね。

○12番（藤原典男） 私はそう思うんです。そのように進めた方がいいと思います。

○議長（西村 武） まさにそのとおりだ。それが会議規則だ。

○13番（堀井克見） 違う違う。議会運営委員会の議を経て・・・。

○議長（西村 武） ちょっと不規則発言しないでください。はい、児玉議員。

○17番（児玉春雄） 今、采配間違っていないということは自分もわかります。議長もそれをはっきりしたら前に進めてください。

○議長（西村 武） はい。先ほど・・・10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 私の言うことを聞かないで採決・・・

（「一番最初に言ったでしょう」の声あり）

○10番（佐藤義久） 議会運営委員会で再度、私はそう感じましたので、議運でやっていただきたいという私の本意です。それに傍聴の皆さんが帰るときに、どういうこと言ったか私にはっきり聞こえておりますので、大した不満を言ってましたからあえて今日発言させていただいたんです。

○議長（西村 武） で、この動議は成立してますので、先ほど言ったように議会運営委員会でもこのことについては中身を精査してこれをよしとしておりますので、これからその動議について採決します。この動議について賛成の方の起立を求めます。動議について。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 賛成少数ですので、この動議は否決されました。

以上をもちまして、本日の会議はすべて議了致しましたので、これで散会します。

なお、明日12月7日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

本日は大変ご苦勞様でございました。

午後 4時06分 散会

